

令和6年度 文部科学省委託

「幼児教育の学び強化事業」

諸外国における最新の幼児教育の動向調査

調査対象国における幼児教育制度の最新動向

令和7年3月

三菱UFJリサーチ & コンサルティング

調査対象国における幼児教育制度の最新動向

①調査概要

調査趣旨

今後のわが国の幼児教育政策の検討に資する基礎的情報の獲得を目的とし、以下の11か国に対し、就学前教育制度に関する情報や、近年における特徴的な動向等について調査を実施。

対象国

イングランド／フランス共和国／ドイツ連邦共和国／イタリア共和国／アメリカ合衆国／カナダ／スウェーデン王国／大韓民国／中華人民共和国／シンガポール共和国／ニュージーランド ※このうち連邦制国家は連邦政府に加え特定の州を対象に調査を実施

対象国における最近の大きな政策動向

調査対象国	近年の大きな政策動向（キーワード）
イングランド	① 幼児教育・保育施設・サービス拡充や幼児教育・保育スタッフ採用拡大に向けた積極的取組 ② 学力レベル目標を含む小学校への接続強化の傾向
フランス共和国	① 義務教育開始年齢の引き下げ（6歳→3歳）（2019年） ② 言語学習と算数の強化に注力したカリキュラム改訂（2021年）
ドイツ連邦共和国／ザクセン州	① 「Kitaクオリティ法（第1次法～第3次法）」における各州への資金提供の拡充（連邦政府） ② 保育施設における早期教育に関する各州共通枠組や行動目標の改訂（連邦政府）
イタリア共和国	① 0-6統合教育制度への移行 ② 「市民教育」の必修化（2020年）
アメリカ合衆国／ウエストバージニア州	① ヘッドスタートプログラム等の幼児教育に関する予算拡充（連邦政府） ② 早期識字能力と計算能力の発達を目的とした、「小学校3年生成功法」施行（WV州）
カナダ／オンタリオ州	① 「幼児教育・保育における政府間枠組み」及び「幼児教育・保育に関する合意」（連邦政府）
スウェーデン王国	① 就学前教育要領の改訂（2018年） ② 義務教育10年制の導入に対する立法府での検討開始
大韓民国	① 教育部主導による幼保一元化の実現（2024年）
中華人民共和国	① 就学前教育法（中華人民共和国学前教育法）の成立（2024年） ② 託児施設（0～2歳児向けの保育施設）のサービス基盤整備の進展
シンガポール共和国	① 教育者の職位・職種構成の刷新（2021年） ② ナショナルカリキュラム等の改定（2022年）
ニュージーランド	① 幼児教育推進計画2019-2029（Early Learning Action Plan 2019-2029）の推進

【1. 初等教育段階および保育との接続・連携の進展】

< 幼児教育・保育および初等教育を所管する省庁の接続・連携 >

- 今回の調査対象国では、ドイツを除いて、幼児教育と初等教育を同一の省庁が所管していた（ドイツは、前者が社会福祉、後者が教育を所管する省）。ただしドイツも州レベルで見ると、幼児教育・保育を教育系の省庁が所管する州の増加傾向がみられる。
- また、2024年に幼保一元化を実現し教育部に権限が集約された韓国、3歳未満の保育を所管する労働・保健・連帯・家族省の中に幼児教育の要素を含む部署を設けたフランス、従来より自治体の権限であった保育に教育・功績省が一般的な枠組を示すようになったイタリアなど、保育と幼児教育で所管・権限が分かれている（いた）国の中でも、接続・連携を推進する動きが確認できる。

< 義務教育年齢の引き下げ >

- フランスでは2019年に義務教育開始年齢を3歳に引き下げた。また、スウェーデンでは既に就園義務がある6歳児対象の「就学前クラス」を2028年に義務教育段階の1年目に統合するための検討が進んでいる。

< カリキュラムの統合・連携 >

- イングランド、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランドでは、幼児教育・保育に係る統合されたカリキュラムや枠組みが国から示されていた。韓国では保育所と幼稚園の二元的な構造をとるが、3歳以降は両者共通の教育課程を設けている。またイタリアは、0～3歳未満と3～5歳未満のカリキュラムを統合するガイドラインで連携を図っているのに加え、幼児学校（3歳～）から中学校までを教育の第一サイクルとして初等教育以降とも連続性を持っている。

【2. 不平等是正や初等教育への円滑な移行を目指したスキル重視の政策】

< 読み書き、数量的スキル重視の動向 >

- 特に欧州圏において、就学前～初等教育にかけ読み書きや数量的スキルの習得を重視する動向がみられる。2021年の国定カリキュラム改訂で就学へのレディネスのための教育と学びを重視し、読み書きや数学スキル向上のためのプログラム導入を図っているイングランド、国全体の保育の質向上に係る3つの品質分野の1つとして言語教育が位置付けられたドイツ、言語教育と初歩的な数学ツールの獲得が不平等を減らすことにもつながる点から重視されるフランスなどが例として挙げられる。
- 他にもアメリカ（ウエストバージニア州）では、幼稚園から小学校3年生までの早期識字能力と計算能力の発達を目的とした「小学校3年生成功法」が施行された。ニュージーランドでも現政権は子供の学校レディネスに非常に重きを置いている。他方で中国では、2024年に成立した就学前教育法において、小学校との連携の重要性を強調する一方で、小学校的な教育アプローチは採用しないことが明記されるなどの動向も見られる。

< 幼児教育の重視に伴う教員養成の高度化 >

- 保育の質向上のための教員養成の高度化政策もいくつかの国で確認できた。またイタリアでは2015年の教育改革以降、保育士には学士、幼児学校教員には修士レベルの学位が求められる。ドイツでも4年制大学における幼児教育者養成課程が増加し、学士・修士レベルの専門職資格である「幼年期教育者」の養成が進んでいる。
- 現職教員育成についても、フランスでは幼児教育に特化した専門性を身につける観点から2023年から幼稚園教員向けの入職後研修を強化したり、シンガポールでは2019年に幼児教育者の訓練機関として国立幼児教育研究所を設立するなどの動向がみられる。

【3. 保育の質保証のための評価や支援】

< 保育の質の評価、モニタリングの進展 >

- 調査対象国すべてで監査機関等による評価の仕組みが確認できたが、評価基準や枠組提示の状況、自己評価を重視する度合いは国により異なる。これまで外形的評価を行っていないとされたイタリアも2025年以降、これまで小学校以降で実施していた学校評価の仕組みを幼児学校にも拡大する（ただし、自己評価がベースとなり、外形的な指標による評価よりも文脈に即した定性的なアプローチが引き続き重視されている）。また、いくつかの国では初等教育との接続や長期的な成果の追跡を意図した、子供の発達に関するアセスメントも実施している（アメリカ（WV州）、イングランド、フランス）
- ドイツとカナダは、全国的な保育の質やアクセス向上に対する連邦から州への資金提供と共に、各州の達成状況のモニタリングを行っている。

< 地域における保育の質保証の取組 >

- 日本の幼児教育センターに類する取組として、イタリアでは2019年より「教育コーディネーター」の全自治体への配置が始まった。教育コーディネーターは幼児学校と保育園を巡回し、教員の専門性を高めるための支援や研修の提案、教員と保護者や他の施設やサービスとの連携、省察・評価のための組織条件の整備等を役割として担っている。

調査対象国における幼児教育制度の最新動向

③調査対象国ごとの調査結果

1. イングランド
2. フランス共和国
3. ドイツ連邦共和国
4. イタリア共和国
5. アメリカ合衆国
6. カナダ
7. スウェーデン王国
8. 大韓民国
9. 中華人民共和国
10. シンガポール共和国
11. ニュージーランド

1. イングランド

基本統計
情報
(※1)

【人口】6,760万人
 【GDP(名目)】2兆3,170億ドル
 【貧困率】11.7%

幼児教育
基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】95.8%(※2)
 【所管省庁（幼児教育・保育）】教育省（Department for Education）
 【所管省庁（義務教育段階）】教育省
 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】0歳（デイナーサリー）／ 3歳（保育学校・保育学級）
 【義務教育開始年齢】5歳

幼児教育
体系
(概要)

- 幼児教育・保育は5歳までの年齢の子供に提供されており、0歳から保育所的施設のデイナーサリーがある。幼稚園的施設のナーサリースクール（保育学校）・ナーサリークラス（保育クラス）は3歳、4歳が対象となっている。
- また4歳（および義務教育の5歳）を対象に、小学校教員が行うレセプションクラスがあり、通常、義務教育準備段階として就学前の子供が利用している。
- 施設以外の保育提供方法の主なものとしてチャイルドマインダーがあり、規制緩和が進んでいる。

幼児教育
施設等類型

- 幼児教育・保育を担う機関は非施設型も含め多様であるが、従来幼稚園的施設と捉えられてきたナーサリースクール（保育学校）やナーサリークラス（保育クラス）が、従来保育所的施設として捉えられてきたデイナーサリー（保育所）と「同じカテゴリー（ナーサリー）に分類されている点に特徴がある(※3)。
- 保育提供者の多くは私立（民間）となっており、公立のナーサリースクール、公立のデイナーサリーは事実上社会経済的に不利な子供たちを対象にしているとされている。

国と地方の
役割

- 国がカリキュラムの規定等の政策決定や法制化を行い、無償化等の支援策も実施している。地方自治体は公営の施設運営の他、福祉だけでなく教育も含め、当該地域の子供間の不平等是正に取り組むことが義務とされ、保育事業者への支援を行っている。かつては地方自治体が保育施設の監督権を有していたが、現在は教育水準局（Ofsted）が監督を担い、質の担保を図っている。

【質評価の所管・権限】

- 教育水準局（Ofsted：Office for Standards in Education, Children's Services and Skills）が保育提供事業者の認定とともに質評価を担っている。質評価の結果はOfstedにより一般公開されている。

近年の
大きな
政策動向

【①幼児教育・保育施設・サービス拡充や幼児教育・保育スタッフ採用拡大に向けた積極的取組】

- 積極的な保育サービスの拡充（9カ月以上の無償保育提供）を推進しており、「受胎から2歳までの1001日が重要である」とするジョンソン首相（当時）からの委託研究（The best start for life. 2021年3月にビジョン公表）を背景とし、貧困世帯も含めた妊娠期からの切れ目のない支援を行うことの重要性が強調されている。また、保育施設等の増設（学校併設のナーサリーや、チャイルドマインダーの新規参入促進等）に加え、保育士採用拡大に向けたキャンペーンなどが行われている。

【②学力レベル目標を含む小学校への接続強化の傾向】

- 就学前教育では就学準備教育の要素が強く、2021年の国定カリキュラム（以下、「EYFS」）改訂では、就学へのレディネスのための教育と学びを重視している。さらに、2021年段階のEYFSでは「ひとりひとりのニーズや興味関心に応じて、学びや発達の機会を提供」といった表現があったが、2024年段階のものでは「ひとりひとりの子供の学びと発達について計画をする」とされており、より計画的な支援が意識されていることが読み取れる。
- 小学校との接続の観点でも、読み書きや数学スキル向上のためのプログラムの導入や、小学校入学段階で良い発達状態（この定義には読み書きや数学スキルを含む）にある子供の割合を、現在の67.7%から、過去最高水準を記録した2017～18年度頃の70%超をさらに上回る75%に引き上げる目標を掲げている。
- 4歳児のレセプションクラスの入学段階でアセスメントを受ける（レセプション・ベースライン・アセスメント。2020年9月～）点も、成果主義の特徴の一つと言える。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- 2006年のチャイルドケア法において、ケアと教育の法制上の一体化が実現した。現在は教育省による所管となっている。
- 古くから「ほとんどの子供が満5歳を迎える年度のうちに、つまり4歳で就学する」ことが一般化しており、「4歳児の大半はすでにナーサリースクールか小学校」(※4)にいた。こういった背景もあり、義務化はされていないが、3歳児と4歳児の就園率はほぼ100%となっている。

1. イングランド

費用負担

- 保育費用は子供の保護者が負担をするが、2016年チャイルドケア法以降、主に3、4歳児について30時間／週の無償保育（親の収入・就労条件に関わらず得られる部分はそのうち15時間）が提供されている。
- 近年は無償化の年齢・範囲を拡大しており、受給資格（収入・就労条件）のある保護者に関しては、9カ月以上からの保育についても無償の時間がある。
- 保育に伴うおむつやランチ等について、保育提供機関が高額な追加料金を保護者に請求するケースがあり、これらを規制すべくガイドライン作成の方針が示されている。

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【教育水準局（Ofsted）による監査】

- 教育水準局（Ofsted）は、1992年に教育法改正により設立された非大臣省であり、独立性が高い政府機関である。あらゆる年齢層の学習者に教育と技能を提供するサービスを検査する他、児童・青少年をケアするサービスも検査・規制する役割を担っている。
- 「同一基準・同一プロセス（登録・査察・評定・結果の公表）で監査」（※5）され、それらの結果が一般に公表され、不適切と判断されれば事業継続が出来ない点は特徴的といえる。
- ただし、Ofstedによる統一的な質評価については、制度導入当初よりはトーンダウンしており、「2012年の改訂でEYFS 終了時評価（EYFS プロフィール）の評価指標が、従前の69 項目から17 項目へと大幅に削減され」（※6）ている。
- 検査方法の詳細については政府のウェブサイト上においてハンドブック形式で公開されており、透明・公正な監査方法をとっていることを公表している。
- Ofstedは監査だけでなく、保育提供期間が地域別に点在し格差があること等をまとめる報告書作成にも取り組み、国全体の質向上も目指している。

【教育と児童福祉に関する法改正検討の動き】

- 直近の動きとしては、虐待の危険にさらされている子供たちを保護し、弱い立場の子供たちがサービスの隙間からこぼれ落ちてしまうのを阻止し、全ての子供たちの教育においてイノベーションを創出する高い水準の教育を保障できるよう、教育と児童福祉に関する法改正に取り組んでいる。

※1：人口は2022年英国統計局推計値、外務省HPより。GDPは2021年時点、外務省HPより。貧困率は2021年時点、OECDのHPより。

※2：4歳児における就園率。OCEDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

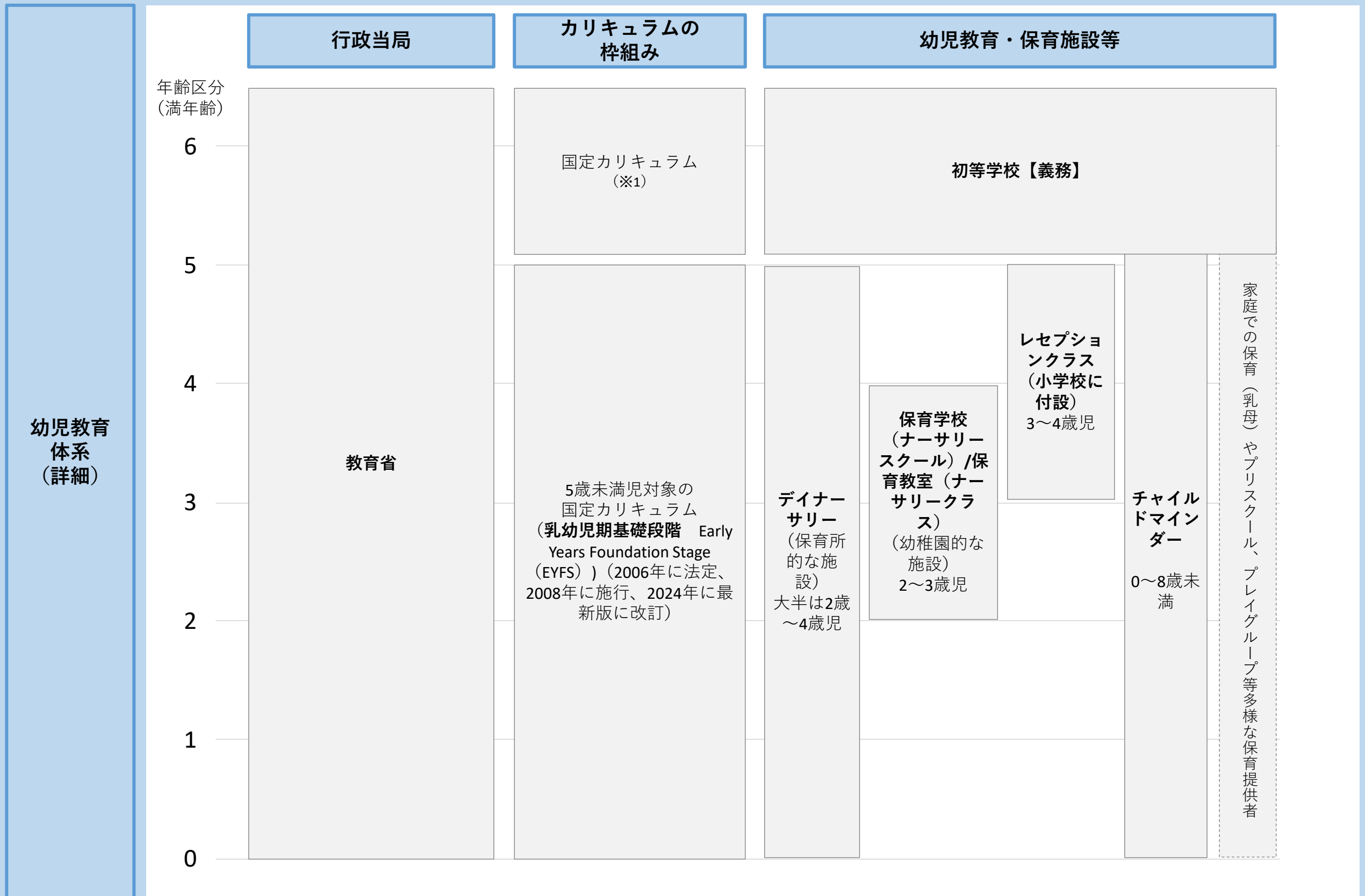
※3：中村勝美（2006）「イギリスにおける保育制度の過去と現在--歴史的多様性をふまえた統合的保育サービスの構築」より。

※4：榊瑞希子（2017）「イギリスにおける保育無償化政策の展開と課題」より。小学校における受入先には、レセプションクラスや、1年生とともに過ごす等、様々な過ごし方があるとのことである。

※5：榊瑞希子（2017）「イギリスにおける保育無償化政策の展開と課題」より。

※6：淀川裕美（2022）「02 英国（イングランド）」『世界の保育の質評価』p.80より。

1. イングランド



※1：公立学校 (Maintained schools) は遵守することが必須となっている。

1. イングランド

<p>保育環境に係る基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EYFSで規定されており、スタッフと子供の比率は、0～2歳未満に関しては1：3、2歳は1：5、3歳～5歳未満はQTS（Qualified Teacher Status）などの職員の資格に応じて、1：13や1：8など異なる。また、保育スペース、献立等についても規定されている。 • なお、チャイルド minder についてはチャイルド minder の登録のもと勤務できる人数を3名（本人を含む）から4名（本人を含む）に引き上げるなどの制度変更があり、規制緩和が進んでいる。
<p>教職員の資格体系・養成の動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 最も取得要件の高い教員免許として「Qualified Teacher Status」があり、幼児期から義務教育修了までを担当できる。この他、乳幼児期に特化した教員免許等として「乳幼児期教員免許」（EY Teacher Status）と「乳幼児期教育者」（EY Educator）がある。これらの資格の授与については、政府の資格・試験監査機関の認定を受けた資格授与機関が行う。
<p>公的カリキュラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国定カリキュラムであるEYFSでは、学校や保育者が出生から5歳までの子供の学習、発達、ケアのために満たさなければならない基準を示しており、この中に教育内容も規定されている。学びと発達の要件に関するセクション1、アセスメントに関するセクション2、安全保護と福祉に関するセクション3の3つに大きく分かれている、 • 学びと発達の領域の区分について、「コミュニケーションと言葉」「身体的発達」「人間的、社会的、情緒的発達」の主要3領域と、「読み書き」「数学」「世界の理解」「アートとデザイン」からなる特定4領域が設定され、ELGsというEYFS終了時までに子供が到達すべき発達のレベルが提示されている。
<p>質評価の方法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ofstedによる査察は計12の手順が設定されている。「1.査察官による事前準備、2.保育施設に関する情報確認、3.保育施設への連絡、4.保育施設が用意する書類、5.査察の実施体制・時間、6.当日の査察」の段階に加え、「6.当日の査察」内にさらに、「1)判断の根拠の収集・記録、2)保育施設の自己評価の活用、3)観察と話し合い、4)保育施設の理念とこれまでの歩みの確認、5)保護者の見解の確認、6)施設の管理職との面談、7)現職研修等の確認」が含まれる。（※1） • 実際には、「③ 保育施設への連絡」は事前通知なしのケースもあるなど、ほぼ抜き打ちに近い形で発生している。 • 評価内容は2019年に導入されたEIF（教育検査フレームワーク）に沿っており、これは国定カリキュラムのEYFSと接続している。
<p>小学校以降との連携・接続</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 接続期に限定したカリキュラムはないが、EYFSの中で特定の指導方法を規定するものではない項目として「教育と学習のアプローチ」の章（1.16～1.18）が設けられており、この中では、小学校段階への接続を意識する必要性が明記されている。また、Ofstedの検査に関する主要なFAQ内に、小学校のカリキュラムとの接続について重視している旨が明記されている。 • 2020年9月より、「レセプション・ベースライン・アセスメント（RBA）」が開始され、レセプションクラス以降7年間の読み書き・数学等の到達状況を測るための最初のベースとして、4歳のレセプション・クラス入学後、教師による評価が行われている（評価方法は国により細かく規定されている。）。
<p>その他施設への支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「受胎から2歳までの1001日が重要である」とする首相からの委託研究（The best start for life 2021年3月にビジョン公表）があり、マイノリティも含めたすべての家族が利用できるシームレスな支援としてスタート・フォー・ライフという取組がある。
<p>多様な子供へのアプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ofstedの査察では「文化的資本」についても評価を行い、カリキュラムが特に社会経済的に最も厳しい層の子供たちの経験や機会を豊かにしているかが評価されている。 • また、虐待防止等の観点から教育と児童福祉に関する法改正検討の動きがある。

※1：淀川裕美（2022）「02 英国（イングランド）」『世界の保育の質評価』p.82の整理に基づく。

2. フランス共和国

基本統計
情報
(※1)

【人口】6,837万人
【GDP(名目)】3兆1,300億ドル
【貧困率】14.5%

幼児教育
基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】100.0%(※2)
【所管省庁（幼児教育・保育）】労働・保健・連帯・家族省
【所管省庁（義務教育段階（幼児教育含む））】国民教育・高等教育・研究省
【幼児教育・保育（施設）開始年齢】0歳（集団保育所）／3歳（幼稚園）
【義務教育開始年齢】3歳

幼児教育
体系
(概要)

- 0～3歳未満児は集団保育所や、認定保育ママと訳出されるチャイルドマインダーなどがある。保育サービスを提供する施設には、施設型も個別託児型も多様にある。
- 原則3歳からの幼児教育を主に担う機関は*école maternelle*（幼稚園。保育学校や母親学校と訳出される場合もある）。条件により2歳も対象となる。

幼児教育
施設等類型

- 幼稚園のほとんどが公立で、約9割が公立の幼稚園に通っている。
- 保育サービスについては、集団保育所（かつては自治体が管理・運営することが多かったが、民間運営も増加）、家庭保育所、子ども園（集団保育所と幼稚園の中間的な存在。2歳～）等の他、認定保育ママ、居宅訪問型保育等の個別託児もある。

国と地方の
役割

- 幼児教育の教育課程基準は国レベルで規定される。学校の設置、維持・管理は地方自治体が行う。
 - 教員の採用・管理は国が行う。幼稚園も含めた学校給食、教員以外のスタッフ（幼稚園専門地方職員（ATSEM））については地方自治体の責任となっている。
- 【質評価の所管・権限】
- 国民教育大臣に付属する独立機関である学校評価評議会により5年に1度、学校の自己評価に加え外部評価が行われている。個別結果は公表されていない。

近年の
大きな
政策動向

【①義務教育開始年齢の引き下げ（6歳→3歳）（2019年）】

- 2019年度から義務教育の開始年齢が6歳から3歳に引き下げられている。この目的には学校教育を通じた社会的公正の確保と社会的格差の是正がある。具体的には、3%程度の未就園の子供がおり、その多くが貧困層や移民を含む低所得者の集まる地域および海外県に住む子供たちと見られており（※1）、言語の習得状況も含め、学習に困難を感じる事が後の中途退学につながる事等が課題認識とされている。
- 2022年に公表されたレポート（※2）では、義務教育年齢の引き下げについて必ずしも肯定的な意見ばかりではなく、幼稚園は保育所よりST比率が高いため子供にとって不利になる懸念などを示す有識者の意見も示されているが、政策が開始したばかりでまだ評価をする時期には至っていない旨で総括されている。他方、フランス政府へのオンラインインタビュー調査（※3）では、義務教育年齢引き下げ開始の2019年度以降、2022年度までに、小学校入学時の学力レベルが向上（評価項目12項目のうち10項目で改善）しており、義務教育化の成果が見え始めているとのことであった。

【②言語学習と算数の強化に注力したカリキュラム改訂】

- 2021年に改訂された学習指導要領において、「自分の考えを構造化するための最初のツール」が「最初の数学的ツール」に変更されている。また、カリキュラムの改定を受けた2023年の教育大臣からの通知の中でも、フランス語と初歩的な数学ツールの教育における知見と技能の確立が重視されている。こうした読み書きの学習を進めることが不平等を減らすことにもつながる点が明記されている。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- 2019年に3歳以降の幼児教育が義務化されている。
- 省庁移管の動きは現時点ではないが、自治体が管理する保育サービスと国が主導する幼児教育との間の分断が課題認識されている。そこで、3歳未満の幼児教育・保育の質向上のための体制として、2022年に現：労働・保健・連帯・家族省の中に幼児教育の要素も含まれた部署（SPPE：Service public de la petite Enfance）が設置され、公共保育サービスの整備が進んでいる。

2. フランス共和国

費用負担

- 幼児教育は義務教育化されており、主には国が費用負担をしている。幼稚園専門地方専門職員(ATSEM)等については地方自治体が費用負担している。学校給食の利用料は地方自治体が設定し、保護者が負担している。
- 3歳未満の保育については原則有償となっており、保護者が負担している。所得に応じ保育料が設定されているが、保育土確保や保育機関の確保に向けては国も財政支援を積極的に行っている。

その他の政策を取り巻く状況・特徴等

【幼児教育と保育サービスの分断と、保育に関する自治体のガバナンス強化】

- 3歳以降の幼児教育は教育課程基準制定の責任を国が有するのに対し、3歳未満の保育サービスは地方自治体によって決定されており、幼児教育と保育サービスの間の分断は管轄省庁の違いに加え統治システムの違いにより生じていると指摘されている。(※4)
- 国民教育・高等教育・研究省へのインタビュー調査でも、3歳未満の幼児教育・保育について、地域ごとに差があることに課題意識を持っており、市町村の行政組織のガバナンス強化を行い、保育施設の管理だけでなく、保育施設の開発計画や保育の質向上により責任を持たせる方向で検討が進められている点を確認できた。

【ジェンダー平等】

- 幼児教育段階も含め、男女平等に関する施策の推進に向けて積極的な取組が行われている。幼児教育のカリキュラムの3章では「すべての大人は、すべての子供たちがあらゆる状況において平等に扱われることを保証する」としたうえで、男女の平等を特記している。
- さらに0～3歳についての国の10の原則（「幼い子供のケアに関する国家憲章」）でも、7番目の原則として「性差別的なステレオタイプとの闘いは、幼児期から不可欠な問題である。」としている。

※1：人口は2024年1月1日の国立統計経済研究所、外務省HPより。GDPは2024年時点、外務省HPより。貧困率は2021年時点、statistaのHPより。

※2：3～5歳児における就園率。Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notesより。

※3：2024年11月29日に、国民教育・高等教育・研究省 担当者に対して実施。

※4：（一財）自治体国際化協会（2023）「フランスの子育て支援政策」p12より。

※5：Lillian Flemons, Emma Louise Blondes, Sarah Grand-Clement, Tor Richardson-Golinski, Victoria Jordan(2022) 'Holistic early education and care Policy and practice in France 2017-2021'より。

年齢区分 (満年齢)	行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等 (※1)			
	6	国民教育・高等教育・研究省	国が定める教育課程基準	小学校【義務】		
5	国が定める教育課程基準 (1986年から制度開始、 2021年に最新版に改訂)		幼稚園【義務】 3～5歳児 (※2)			
4	労働・保健・連帯・家族省	幼い子供のケアに関する 国家憲章 (2021年に策定、現在は具 体的な行動規範のレベルに 引き上げるべく改訂検 討中)	集団保育所 2カ月～2歳児	条件 によ り2歳 ～	一時保育所 (2 カ月～) や 小規模保育所 (10週間～)	認定保育ママ
3						
2						
1						
0						

幼児教育
体系
(詳細)

※1：幼児教育・保育施設のうち、保育施設は上記に加え家庭保育所、親保育所、子ども園など多様にある。

※2：幼稚園は保育学校/母親学校とも呼ばれる。

※3：園山ら (2021) 「国際比較に見るCOVID-19対策が浮き彫りにした教育行政の特質と課題—フランス、スペイン、ドイツ、日本の義務教育に焦点をあてて—」によれば、フランスの義務教育は「就学義務」ではなく「教育義務」をとる点が特質であるとのことであり、義務とする内容が日本とは異なる点に留意が必要。

2. フランス共和国

保育環境に係る基準

- 幼稚園教諭1名に対し1クラスの平均的な人数は約23名となっている（2021年時点）。（0～2歳児の保育環境の基準は公衆衛生法等に定めがある。）
- 幼稚園では1週間で24時間の授業があり、授業時間の中には学習時間、休み（遊び）の時間、食事の時間、午睡の時間がある。学習スペースと午睡のスペースが分かれている。

教職員の資格体系・養成の動き

- 幼稚園や公立小学校の教諭資格を得るにはCRPE（学校教員採用のための競争試験）に合格する必要がある、国家公務員の位置付けとなっている。
- 幼稚園教諭の資格が小学校教諭の資格と共通であるため、幼児教育に特化した専門性を身につける観点から、2023年から幼稚園教諭向けの入職後の研修を強化している。

公的カリキュラム

- 学習指導要領は1986年に作成され、最新の改訂は2021年。2015年の改訂段階からは、幼稚園教諭のためのコンピテンシー枠組（教諭の任務と目標を定めている）とカリキュラムとが互いに補完し合っている。学習指導要領と別に授業時数を定める時間配当表が定められている。
- カリキュラムには5つの領域が設定されている（①あらゆる次元で言語を運用する、②身体活動を通じて、活動すること、自己を表現し、理解すること、③芸術活動を通じて、活動し、自己を表現し、理解する、④最初の数学的ツールの取得、⑤世界を探索する）。
- 5領域ごとに幼稚園終了時に求められることが明記されている。例えば①言語運用では20以上の項目が、③芸術活動の領域では10項目程度の設定となり濃淡がみられる。（※1）

質評価の方法・内容

- 学校評価の仕組みとしては、2019年7月の法制定により国民教育大臣に付属する独立機関として設置された学校評価評議会による評価が挙げられる。各学校は5年ごとに学校評価評議会の示す評価フレームワークや自己評価ガイド等に沿って自己評価を行い、その後外部評価が行われている。評価後に改善に向けた重点分野が特定・提言され、各学校での学校計画立案時の基礎材料として用いられている。
- 個人個人の学習成果の評価方法については、①幼児教育の期間中の学習フォローアップノートとの記録と、②最終年度終了時に作成される、児童の学習成果の要約があり、②はカリキュラムの5領域ごとに3段階で評価され、小学校・保護者に提供される。

小学校以降との連携・接続

- 上述の学習成果の要約を小学校・保護者に提供する他、小学校の入学段階（幼稚園卒園段階）での学力を評価する試験（全国試験で語学/数学が対象）がある。

その他施設への支援等

- 家庭のニーズを満たし、アクセスしやすい保育を提供できるよう、「最初の1,000日」の取組を2021年に開始している。
- 連帯・自立・男女平等省の実施する財政的な支援として、集団保育所や認定保育ママ等に15.5億€を追加投資し、保育施設を増やす方針が示されている。

多様な子供へのアプローチ

- 学校での生活ルールについて外国籍なども含め他文化と共存することや差別的な関わりをしない点について明記されている。
- また、貧困対策に注力しており、国レベルでも最も脆弱な家庭の子供を対象として、学校を通じた無料の朝食提供の取組などが行われている。

※1： Lillian Flemons, Emma Louise Blondes, Sarah Grand-Clement, Tor Richardson-Golinski, Victoria Jordan(2022)'Holistic early education and care Policy and practice in France 2017-2021より。

3. ドイツ連邦共和国／ザクセン州

※：以下、州名に関する明記がない限りは全土に関する情報

基本統計
情報
(※1)

【人口】8,482万人
 【GDP(名目)】3兆8,620億ドル
 【貧困率】11.6%

幼児教育
基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】95.8% (※2)
 【所管省庁（幼児教育・保育）】連邦家庭・高齢者・女性・青少年省／州政府
 【所管省庁（義務教育段階）】州政府（州教育省）
 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】0歳（保育所）／3歳（幼稚園）
 【義務教育開始年齢】6歳

幼児教育
体系
(概要)

- 幼児教育・保育は6歳までの年齢の子供に提供されており、0～3歳未満児は保育所（Kinderkrippe）、3歳以降はKindergarten（幼稚園）が位置づけられている。
- 施設以外の保育提供方法として、個人契約により家庭で子供を預かる例などがある。近年では幼稚園が対象を拡大し2歳児クラスを設置している場合もある。
- 連邦全土で、起算日は異なるものの、6歳に達した段階から州により9～10年間の全日制の義務教育が開始される。

幼児教育
施設等類型

- 施設型保育（保育所、幼稚園等）のうちおよそ2/3は民間の営利・非営利団体により運営されており、公的な実施主体による運営はおよそ1/3とされる。
- 民間の非営利団体としては、教会および公法上の宗教団体系の福祉団体、その福祉団体、青少年団体、自助グループ等に大別される。

国と地方の
役割

- 幼児教育・保育施設の法的根拠は「社会法典第8編－児童・青少年援助法」にて連邦レベルで規定されており、法的には連邦家庭・高齢者・女性・青少年省によって所管される児童福祉施設として位置づけられている。連邦は保育の質向上に関する資金提供や保育者の質向上のためのキャンペーン等を行っているが、教育計画や財政、保育環境の基準、質評価の方法等の決定に関しては州の所管省庁が権限を有している。

【質評価の所管・権限】

- 連邦法によって質の評価ツールの開発と実施の必要性が定められているが、質評価の実施、方法等については各州の州法により異なる。

近年の
大きな
政策動向

【①「保育の質および参加の改善のための法律（第1次法～第3次法）」における各州への資金提供の拡充（連邦政府）】

- 2018年に「保育の質および参加の改善のための法律」（通称：Kitaクオリティ法）が制定、保育の質向上に係る10の活動分野が規定され、これに沿う各州の取組に対して連邦からの資金提供の措置が講じられる枠組みが設けられた。
- 2025年以降は第3次法が施行されており、連邦政府は今後2年間で総額約40億ユーロを連邦各州に支援し続けることとしている。改正法により、各州は保育の質にとって特に重要な次の7つの分野に連邦資金を活用できる：「①ニーズに基づいたサービス／②保育比率／③有資格の保育職員の採用と確保／④管理の強化／⑤ニーズに基づいた、バランスのとれた持続可能な給食と十分な運動の推進／⑥語学教育の推進⑦個人契約保育の強化」。

【②保育施設における幼児教育に関する各州共通枠組みや行動目標の改訂（各州文部大臣会議および連邦政府）】

- ドイツ全土における幼児教育・保育分野における教育政策の原則である、各州文部大臣会議（各州の教育制度の違いや教育政策の方針等を調整する常設会議）の「保育施設における幼児教育に関する各州共通枠組み」（2004年採択）の内容が2022年3月に更新された。ここで新たに設けられた「3歳未満児の保育」の節においては、保育者と子供が信頼関係を築くことに加え、言語習得が人生の最初の数年間における重要な発達課題であることが明記されている。言語学習には他者との相互交流が必要であり、他の子供や保育者との対話が言語発達に不可欠である点に触れている。
- こうした言語教育の重視は、2024年3月に公表された「すべての子供たちの健やかな成長と機会均等－幼児教育の質を高めるための大要－」においても示されている。ここでは、ドイツ全体の保育の質向上に係る「品質分野」として、「子供と保育者の比率」「言語教育および言語サポート」「（終日の）ニーズに合わせたプログラム」の3つが位置づけられている。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- ドイツ各州では、幼児教育・保育施設を教育系の省庁にて所管する動きが進んでいる。2024年時点で、16州のうち教育系の省庁により幼児教育・保育が所管されている州数は10にのぼっている。

3. ドイツ連邦共和国／ザクセン州

費用負担

- 保育費用は子供の保護者を含む関係者によって拠出されるが、その負担割合や方式は州ごとに異なる。州によっては、保育料収入の割合上限を定めている場合もある。ただし、教育的観点から就学前の1年間については保育料の無償化が進められており、ほとんどの州が保育料を徴収せずに公費で負担することを定めている。

【ザクセン州】

- 保育料は州、保護者、自治体（Gemeinde）が共同で負担する形であり、1日9時間の保育を前提に、子供1人当たり年間3,455ユーロの州庫補助金を支給している。保護者負担額は地域によって異なるが、保育所の場合は自治体の平均的な人件費と材料費の15～23%、幼稚園の場合は15～30%を超えてはならないとされる。就学前最終年の幼稚園児については拠出金の全額免除が可能である。

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【社会福祉としての保育・幼児教育の位置づけと、幼児教育の重要性の高まり】

- ドイツの就学前保育施設の法的根拠は「社会法典第8編－児童・青少年援助法」にて連邦レベルで規定されており、法的には連邦家庭・高齢者・女性・青少年省によって所管される児童福祉施設として位置づけられている。ただし州レベルでは、保育・幼児教育を教育を所管する官庁の所管としている州と、福祉を所管する官庁の所管としている場合に大別される。
- 2001年のPISAショック等の影響により、ドイツ国内で幼児教育・保育の重要性が高まったことを受け、2004年に各州文部大臣会議の「共通教育枠組み」が合意されるなど、幼児教育・保育施設における教育的側面の重要性は高まり、各州もこの枠組みに基づき教育計画を作成している。

【専門職員の確保に向けた積極的取組】

- 連邦政府のKitaクオリティ法が拠出する活動分野の中でも、第三次法においては、専門職員（Fachkräfte）が安定した保育施設運営にとって最大のボトルネックのひとつであるとされており、連邦政府は今後、各州が専門職員の採用と確保のために少なくとも1つの対策を講じなければならないという要件を導入し、分野に重点を置いている。
- 2011年に各州文部大臣会議は、専門学校（Fachschule）等が提供する高等教育レベルの課程で養成される幼児教育・保育の教育スタッフの全業務分野に対する能力に基づく資格プロフィールを作成し、2017年に更新した。資格プロフィールは、専門職の要件レベルを定義し、有資格者が持つべき専門的能力を記述している。これにより、高等職業学校等で取得した資格を、大学の学位コースに単位認定することが容易になり、専門職の流動性と魅力を確保することをねらいとしている。

※1：人口は2023年6月時点、ドイツ連邦統計庁より。GDPは2019年時点、外務省HPより。貧困率は2020年時点、OECDのHPより。

※2：5歳における就園率（連邦全土）。OECDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

3. ドイツ連邦共和国／ザクセン州

年齢区分 (満年齢)	行政当局 (※1)	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等	
	連邦・州レベル 教育省	基礎学校教育計画	基礎学校【義務】	
6				
5				
4	<p>全国レベル 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省</p> <p>各州文部大臣会議</p>	<p>全国レベル 各州文部大臣会議「児童デイケア施設における早期教育に関する各州の共通枠組み」 Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen (2004年採択、2022年更新)</p> <p>連邦家庭・高齢者・女性・青少年省「ドイツにおけるすべての子供の健やかな成長と機会均等－質の高い早期教育のための要覧－」 Gutes Aufwachsen und Chancengerechtigkeit für alle Kinder in Deutschland. Kompendium für hohe Qualität in der frühen Bildung (2024年3月)</p>	<p>幼稚園 (Kindergarten) 3～5歳児</p>	
3	<p>州レベル 州によって所管省庁が異なる。 (2024年時点で、全16州中10州で教育担当省が所管)</p>	<p>州レベル 各州文部大臣会議の共通枠組みに基づく州ごとの教育計画</p>		<p>全年齢対象保育施設 (Kindertageseinrichtungen/ Altersgemischte Kindertageseinrichtungen) (※4)</p>
2	<p>ザクセン州 文部省 (Sächsisches Staatsministerium für Kultus)</p>	<p>ザクセン州 ザクセン州教育計画 (Sächsischer Bildungsplan)</p>	<p>保育所 (Krippe) 0～2歳児</p>	
1				
0				

幼児教育
体系
(詳細)
(※2)

※1：下記は中央および州レベルの所管構造を整理しているが、ドイツでは保育は自治区域における公共福祉の一部であり、自治体（特別市、郡、自治団体）の義務とされている。

※2：前提として、各州に教育行政の裁量があるため、ドイツ全土で教育体系は統一されていない

※3：家庭的保育は主に3歳までの子供が対象、3歳以上の子供が対象となることは少ない。

※4：欧州委員会による「The structure of European education systems」の記載を参照し訳出。保育所、幼稚園、学童保育の機能を併せ持った施設としてのいわゆる「Kita」を指すと考えられる。

3. ドイツ連邦共和国／ザクセン州

保育環境に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> 16州すべてで保育者の人員配置が規定されているが、その基準には州により大きな差がある。(※1) <p>【ザクセン州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保育所および保育における児童の振興に関する法律」において規定。ST比率については、原則として保育所では保育児5名に対し常勤の保育職員1名、幼稚園では保育児12名に対し同1名、また常勤の保育職員10名に対し、Kitaを管理する常勤の保育職員1名を配置することが定められている。
教職員の資格体系・養成の動き	<ul style="list-style-type: none"> ドイツの幼児教育・保育スタッフは、社会教育学の系譜を持つことを背景として、教師としての訓練や地位を持っていない。幼児教育・保育スタッフは主に高校卒業後の2～3年制の専門学校によって養成される「保育者（Erzieher/Erzieherinnen）」で構成される。 近年では高度化する保育ニーズへの対応として、4年制大学における保育者養成課程が増加しており、学士レベル・修士レベルの保育専門職資格である「幼年期教育者（Kindheitspädagoge/pädagogin）」の養成が進んでいる。
公的カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> 2000年代以降、学力格差問題への対応が求められる中、連邦レベルで初となる各州共通のカリキュラム・ガイドラインが策定され、各州でそれに基づいたカリキュラム作成の動きが進んだ。2004年に各州文部大臣会議と各州青少年担当大臣会議によって採択された「保育施設における幼児教育のための各州の共同枠組み」は、2022年3月に更新されている。 <p>【ザクセン州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ザクセン州教育計画」において定められている教育範囲には次の内容が含まれる：「身体教育」「社会的教育」「コミュニケーション教育」「美的教育」「自然科学的教育」「数学教育」等。
質評価の方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育の質に関して、保育施設と、保育の質保証システムを有する機関との協定を通じた合意的、自主的な規制に依拠する傾向があるとされ、州として独自の評価システムを持つ州は少なく、民間福祉団体による多様な評価基準が作成されていることが特徴とされる。そのため、質評価の実施、方法等についても州法により異なる。(※1) <p>【ザクセン州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の運営者は、数多くある質向上手段の中から自らの施設に適した手段を選択、適用することが求められる。質向上手段には、「保育所の現状分析」「基準一覧を参考に質の評価」「手段の定義」「計画された手段の実施」「手段の実施とその効果の検証」「プロセス全体が定期的に繰り返されること」といった各要素を含んでいなければならないとされる。
小学校以降との連携・接続	<p>【ザクセン州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 州教育計画の中で、保育施設は意欲、好奇心、探求心、問題解決能力、喜び、意見交換、社会性、チームワークを促進するため、生涯学習の基礎を築くものとされ、カリキュラムの連動が図られている。 子供の移行を成功させるためには、専門職員、外部の専門家、保護者が対話を行い、それぞれの教育コンセプト、期待、アイデアを共有し、対等な役割を果たさなければならないとされる。そのため共同研修や相互参観、ディスカッション・グループの形成等が推奨されている。
その他施設への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ドイツでは、地域レベルで保育の質向上のために支援を行う自治体の機関以外、（慈善目標の）登録社団（eingetragener Verein、略称e.V.）、非営利活動有限会社（gemeinnützige GmbH、略称gGmbH）または財団（Stiftung）等がある。 州の所管省庁は教育計画に基づき、連邦資金も活用し、施設の新設、維持に対する資金提供や、保育の質保証のための支援を行っている。
多様な子供へのアプローチ	<p>【ザクセン州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移民の背景をもつ子供1人につき、子供への直接的な教育活動以外の教育的作業（文書作成や準備、フォローアップ、保護者やチームとの話し合いなど）に費やす時間を確保するため、州より年間420ユーロの追加の補助金が幼児教育・保育施設に支給される。 EUの資金を活用し、発達上のリスクを抱える子供の割合が高いザクセン州のKitaを支援するため専門職の増員を支援。

※1：中西さやか（2022）「05 ドイツ」『世界の保育の質評価』

4. イタリア共和国

基本統計情報 <small>(※1)</small>	【人口】 5,885万人 【GDP(名目)】 2兆3,300億ドル 【貧困率】 12.8%	幼児教育基本情報	【就園率（義務教育直前の年齢）】 86.9% (※2) 【所管省庁（幼児教育・保育）】 教育・功績省（Ministero dell'Istruzione e del Merito） 【所管省庁（義務教育段階）】 教育・功績省 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】 0歳（保育園）／3歳（幼児学校） 【義務教育開始年齢】 6歳
幼児教育体系（概要）	<ul style="list-style-type: none"> 生後3カ月～3歳未満児が保育園の対象となり、その後3～5歳児に対する教育は主に幼児学校で行われる。その両者の間に、2歳児を対象として「プリマヴェーラ・クラス」と呼ばれる幼児学校への移行のためのクラスが設けられている。 義務教育は6歳から開始され、計10年間。 	幼児教育施設等類型	<ul style="list-style-type: none"> 幼児学校について、全体のうち公立が約7割、私立が約3割となっている。 保育園以外に、3歳未満児を対象として、柔軟な形式で家庭のニーズに応えることを目的とした統合サービス（servizi integrativi）が提供されている。民営で時間条件を柔軟に利用できるミニ保育園、親子で利用できる遊び空間や、資格を持った教育者が自分の家庭で保育を行う家庭内教育サービスなどが該当する。
国と地方の役割	<ul style="list-style-type: none"> 国は教育の最低基準、基本原則、教職員、質保証、国の財源、外国人学校、イタリア国内の文化機関など、教育制度の一般的な組織に関し専属的立法権を有する（各州は左記について立法権を持たない）。また、幼児学校の提供が不十分な地域での設置を推進している。州は、その関連する事務所を通じて、域内の学校網を規定し、学校暦を定め、州外の学校へ資金を拠出する。地方自治体は、学校の設立、統合、合併、廃校、学校合議体の設置、管理、解散等について責任を負っている。 【質評価の所管・権限】 <ul style="list-style-type: none"> 評価のあり方について国が方針を示しているが、監査や外形的枠組を設けているわけではない。学校を対象とした全国的な評価制度は、国立教育制度評価研究所（Istituto nazionale di valutazione del sistema di istruzione – Invalsi）が担当している 		
近年の大きな政策動向	【①0-6統合教育システム（sistema integrato 0-6）】 <ul style="list-style-type: none"> 2015年以降、出生から6歳までのいわゆる「0-6統合教育システム」への改革に舵を切っている。実施法令等を通して、従来は自治体が所管していた0～3歳未満児の保育も含め、教育・功績省が監督する構造へと移行している。 このシステムの要点は星（2021）により、次の通りまとめられている。①統一カリキュラムなど0歳から就学までの教育の連続性の推進、②保育園教育士の資格要件を大学卒（高卒後3年）に引き上げ（幼児学校教諭は高卒後5年）、③幼児学校、保育園、プリマヴェーラ・クラス、3歳未満児統合サービス施設（遊び空間、親子センター）の量的拡充、④同一か隣接の建物での多元的施設の創設、⑤インクルージョンの推進、⑥現職研修と教育コーディネータの強化、⑦家庭の教育機能と育児・労働の両立の支援、⑧国から州と自治体への財政支援の強化。（※3） 【②市民教育の必修化】 <ul style="list-style-type: none"> 2020年より「市民教育（educazione civica）」が幼児教育を含むすべての教育段階において必修科目となり、教科横断的な科目となっている。また2024年9月7日付の政令「D.M. 183/2024」にて、新しい「市民教育の指導のためのガイドライン」が採択された。このガイドラインでは、市民教育の指導内容、および幼児教育から後期中等教育までのこの科目において生徒が達成すべき目標と成果が説明されている。 幼児が幼児学校終了時点で身につけることを期待される内容について、「他者の気持ちや考えを理解し尊重する」「個人の多様性を認識し尊重する」「共通の目標を達成するために他者と協力する」（一部抜粋）などが示されている。 【省庁移管・義務化等に係る動向】 <ul style="list-style-type: none"> 2015年以降の0-6統合教育制度のもとでは、教育・功績省が制度全体の指導、計画、調整の一般的な機能を果たしている。 0～2歳児の保育は、教育・功績省が中央レベルで定めた一般的な枠組みの範囲内で、各州が独自の法律に基づいて運営している。（※3） 		

4. イタリア共和国

費用負担

- 0～2歳児向けの保育サービスは、公立・私立を問わず有償である。公立の場合は自治体で独自の規則を設け、減免措置を設けたり、家庭の所得に応じて異なる料金を請求する場合もある。なお、統合システムに係る2017年政令第9条には、公共および民間企業は、企業福祉の一形態として生後3カ月から3歳までの子供を持つ労働者に「バウチャー・ニド」と呼ばれるバウチャーを提供することができる旨が規定されており、このバウチャーは1枚につき月額150ユーロを上限とするとされている。
- 幼児学校については、公立の園に入所しているすべての子供の教育費は、週40時間の時間割を受ける権利により無償化されている。家庭は、交通費、給食費、時間外保育などの地方自治体が提供するサービスや、地方レベルで定められたその他の費用に対してのみ負担金を支払う。負担金の額は通常家庭の収入に連動しており、サービス費用の全額をカバーするものではない。私立の幼児学校や在宅の幼児教育サービスの料金は提供者が定める。

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【0-6統合教育制度以前の分離制度】（※4）

- 国公立すべての幼児学校に適用される幼児学校法は教育・功績省が所管している一方で、保健省により管轄されている保育園法では、「州が財政支援と許認可、自治体が運営規則とガイドラインの責任を分担し、国は関与しないという内容」であったことから、「3歳未満は自治体、3歳以上は国と、管轄責任が年齢で分離した制度となった」という。ただし、1990年以降は、国の規則においても0歳から2歳のすべての子供の「教育」が主たる目的となったとのことである。
- イタリアの分離制度の特徴は自治体に自由度があることとされ、国より先に保育園と幼児学校をもっていた北部中部の自治体の中には、両者を同じ教育部局に置いて3歳未満と3歳以上の連続性を図ったところがあり、これらの自治体が乳幼児教育の考え方を事実上主導したとされている。

【Poli per l'infanzia】

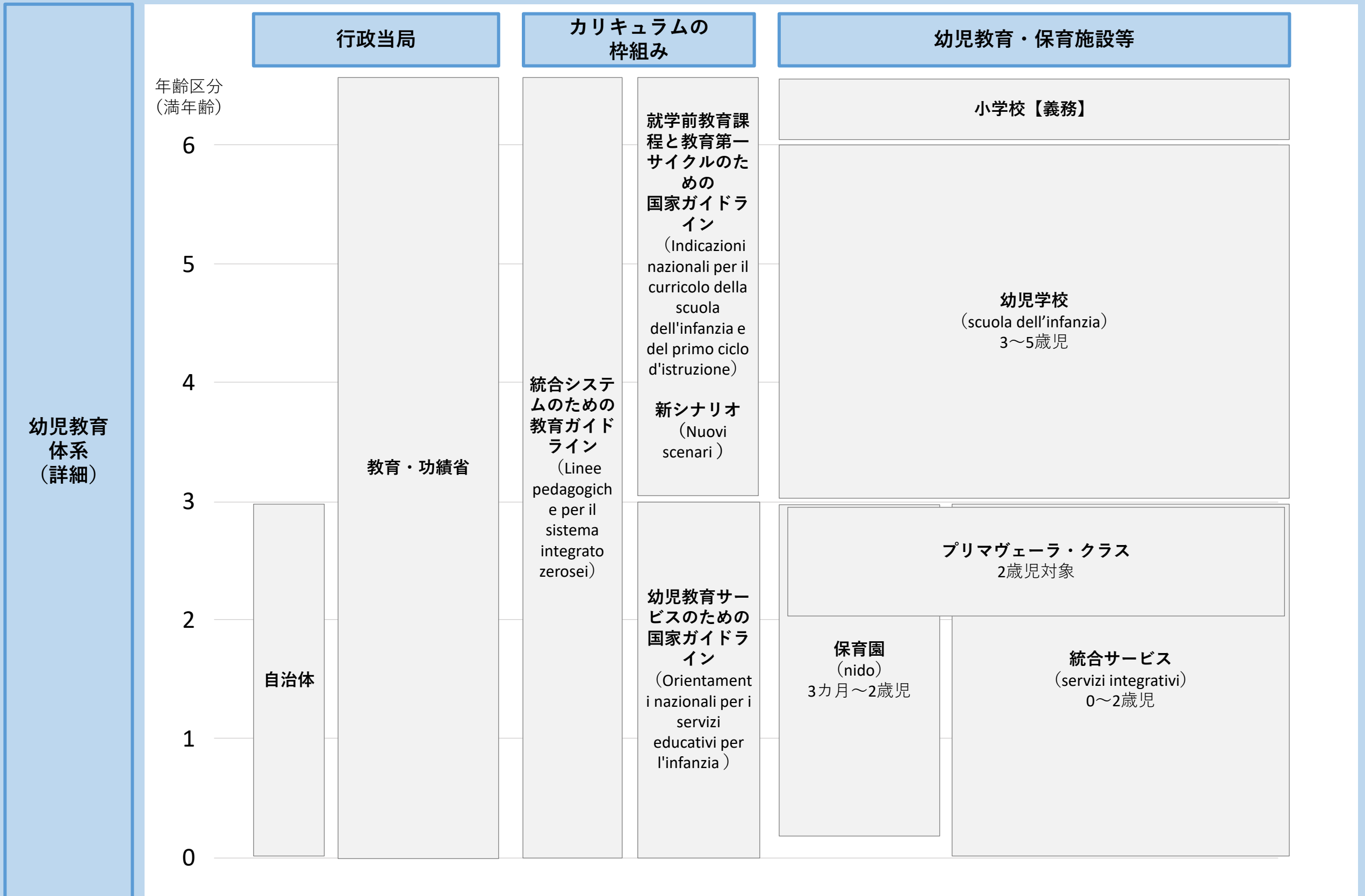
- イタリア政府担当者へのインタビューによると、「Poli per l'infanzia」は、0-6統合教育システムが導入された2017年以降に始まった呼称で、保育園と幼児学校が近い建物で設置されており、子供が慣れ親しんだ空間の中で過ごせることを推奨しているものである。0～2歳児、3～5歳児に対する保育・幼児教育の内容はそれぞれ保育園、幼児学校とは変わらないが、空間、場所、財源、入学申込を両方で統一しようとしている。これまでも自治体によってはそのような施設があったが、国が試験的にこのシステムの設置を推進している。

※1：人口は2023年、外務省HPより。GDPは2024年時点、外務省HPより。貧困率は2021年時点、OECDのHPより。

※2：5歳（就学前クラスに通う年齢）における就園率。初等教育に通っている6.7%と合わせると93.6%が就学・就園している。
OCEDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

※3：星三和子（2021）「イタリアの乳幼児教育の動向」『保育学研究』第59巻第2号,pp.101-112.

※4：当該カ所の記載は星（2021）に基づく。



幼児教育
体系
(詳細)

4. イタリア共和国

保育環境に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園では子供のグループサイズやST比率は州ごとに定められている。ST比率は1：5から1：10の間をとるとされている。（※1） ・ 幼児学校での保育時間は1日8時間（週40時間）が標準。各クラスには2人の教員が配置され、午前または午後交互に勤務することが一般的とされる。ST比率を学級定員を参考に算出すると1：26となる。
教職員の資格体系・養成の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の教員は、3歳未満児の教育に特化した教育学に係る3年間の学習を通して学士号を取得していることが義務付けられている。 ・ 幼児学校の教員は、初等教育科学に関する5年間の研究プログラムを修了し、修士号を取得していなければならない。 ・ 公立学校の教員には、継続的な専門能力開発が義務付けられている。
公的カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育全体のガイドラインは、0-6統合教育システムへの移行を受けて、4つのガイドライン（「統合システムのための教育ガイドライン」「幼児教育サービスのための国家ガイドライン」「就学前教育課程と教育第一サイクルのための国家ガイドライン」「国内ガイドラインと新シナリオ」）によって統合的に定められている。 ・ 3～5歳児を対象としたガイドラインでは、3歳以上の子供を対象とした幼児教育の目的として、子供のアイデンティティ、自律性、能力の発達を促し、市民としての最初の知識を与えることとされる。経験分野としては「自己と他者」、「身体と運動」、「イメージ、音、色彩」、「言語と言葉」、「世界についての知識」という5つの領域を示しており、各分野で能力開発のための具体的な目標も設定されている。
質評価の方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「統合システムのための教育ガイドライン」5章「プロフェッショナリズム・コーディネート」の2項は「観察と記録」としてドキュメンテーションについて触れているほか、3項が「形成的評価と文脈的评价」に充てられている。ここでは、あらかじめ定義された基準による評価が避けられており、そうではなく文脈に即した定性的なアプローチを取るべきとされている。また、評価における当事者の参加も強調されている。 ・ イタリア政府担当者へのインタビューによると、2025/2026年度から、幼児学校に全国的な学校評価制度（学校向けに2013年から開始していたものを幼児学校にも適用）が導入され、学校長が学校の質を管理するシステムが義務化されることである。この評価は「学校の自己評価」、「学校の外部評価」、「改善措置」、「学校の公的説明責任」という4つの段階から構成され、評価手続きは3年ごとに実施される。
小学校以降との連携・接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児学校に関する教育ガイドラインは、初等教育と中等教育からなる第一教育サイクルのガイドラインと統合され示されている。本ガイドラインには「生徒のプロフィール（Profilo dello studente）」という項が設けられ、幼児学校、小学校、中学校を合わせた「最初の教育サイクル」の終了時点で、子供が備えていなければならないコンピテンシーについて提示されている。
その他施設への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児学校と保育園には、州、自治体に配置された自治体職員である「教育コーディネーター」が巡回する。地域により活動範囲や受け持つ園、役割は異なるが、教員の専門性を高めるための支援や研修の提案、教員と保護者や他の施設やサービスとの連携、省察・評価のための組織条件の整備等が役割として想定されている。
多様な子供へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0-6統合教育システムの戦略的目標として、「すべての女兒と男児を包含する」との記載があり、インクルージョンの推進が位置付けられている。

※1：欧州委員会「Eurydice」の記載を参照（<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/italy/organisation-centre-based-eccec>）

5. アメリカ合衆国／ウェストバージニア州

※：以下、州名に関する明記がない限りは全土に関する情報

基本統計
情報
(※1)

【人口】33,650万人
 【GDP(名目)】27兆3,609億ドル
 【貧困率】18.1%

幼児教育
基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】84.2%（5歳児）(※2)
 【所管省庁（幼児教育・保育）】連邦保健福祉省（Department of Health and Human Services）(※3)／州政府
 【所管省庁（義務教育）】連邦教育省（Department of Education）(※3)／州政府
 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】0歳（保育プログラム）／3歳（Pre-K、幼稚園プログラム）
 【義務教育開始年齢】6歳とする州が最多

幼児教育
体系
(概要)

- 前提として、各州に教育行政の裁量があるため、全米で教育体系は統一されていない。
- 幼児教育は官民の多様な事業者からさまざまなプログラムが提供される、多元的なシステムとなっている。例えば、主に2～4歳児を対象とした保育学校（nursery school, preschool）やプレ幼稚園（prekindergarten）、主に5歳児が通う幼稚園（kindergarten）等がある。
- 義務教育開始年齢は6歳とする州が多い。

幼児教育
施設等類型

- 幼稚園（kindergarten）は小学校に付設されたものが多い。
- プレ幼稚園（prekindergarten）は保育学校（preschool）やナーサリースクール（nursery school）、チャイルドケア施設等、さまざまな施設で提供される。ナーサリースクールについては多くが私立で、大学や教会、親同士が共同し設置主体になる等、設置主体はさまざまといった報告がある。
- 州によっては、各施設で、幼稚園プログラムや就学前（Pre-K）プログラム、連邦によるヘッドスタートプログラムなどが提供されている（ウェストバージニア州のように、施設類型とプログラムに1対1の対応関係がない州もある）。

国と地方の
役割

- 合衆国憲法修正第10条に基づき、各州に義務教育の提供に関する裁量が委ねられており、各州は、州法によって教育内容や学校区の設定を規定している。連邦政府には、教育に関する実際の制度設計や政策の施行を行う権限はないとされ、その役割は、一部の低所得者や障害児等の不利な状況下にある人々への支援等に限定される（例：ヘッドスタート／早期ヘッドスタート）。

【質評価の所管・権限】

- 各州での質評価向上システム（Quality Rating Improvement System：QRIS）の導入や、全米保育研究所（The National Institute for Early Education Research：NIEER）(※4)による各州の幼児教育に関する実態調査（質の評価）がある。
- 【ウェストバージニア州】子供の発達状況を確認する子供本人に対する評価と、郡ごとに3年に1度行われるPre-Kプログラムに対する評価の2つがある。

近年の
大きな
政策動向

【①ヘッドスタートプログラム等の幼児教育に関する予算拡充（連邦政府）】(※5)

- 2025年度予算案の中で、アメリカの4歳児400万人全員を対象とした、無料の幼児教育への資金提供と、ヘッドスタートプログラム（連邦政府が助成を行う、低所得者層の就学前児童を対象としたプログラム）に対する予算の増額が盛り込まれた。

【②早期識字能力と計算能力の発達を目的とした「小学校3年生成功法」施行（ウェストバージニア州）】(※6)

- 【ウェストバージニア州】これまでも識字能力の向上に取り組んでおり、直近では、幼稚園から小学校3年生までの早期識字能力と計算能力の発達を目的とした「小学校3年生成功法」が施行された。当該法では、教員研修や、追加支援要員、ディスレクシア・算数障害のアセスメント、多層的支援システム、介入戦略、保護者とのコミュニケーション、学年延長プログラム等を包括している。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- 義務教育開始年齢やその年限は州によってさまざま、幼児教育の年限を一概に整理することが難しい。実態としては5歳児の就園率が高く、また、学校に付設された幼稚園が多いことから、幼稚園が準義務教育化しており、幼稚園入園前を就学前と整理する資料もある。なお、ウェストバージニア州においては、5歳児に対する幼稚園プログラムの提供は義務とされている。

5. アメリカ合衆国／ウェストバージニア州

費用負担

- 全米では、公立学校で提供される教育課程は、K学年（幼稚園）を含め原則無償。また、ヘッドスタート・早期ヘッドスタートについても無償である。
- 公立学校に付設されたプレ幼稚園は基本的には有償とのことだが、ユニバーサルなアクセスを目指す州の動きも見られる。例えば、ジョージア州、イリノイ州、メイン州、ニューヨーク州では、ユニバーサルPre-Kを掲げて取組を進めており、近年では、カリフォルニア州、コロラド州、ハワイ州、ニューメキシコ州においても、ユニバーサル・Pre-Kを提供する法律を可決している。
- 民間で提供される保育サービスは、基本的に有償である一方で、一定の基準を満たしたプログラムについては、連邦政府や州独自の支援制度を利用し、負担を軽減できる場合がある。
- 【ウェストバージニア州】Pre-Kを含め公立の幼児教育とヘッドスタートは無償で提供されている。その他の私立の幼児教育や保育施設は有償。

その他の政策を取り巻く状況・特徴等

【全米での学力評価や教育課程基準作成の動向】（※7）

- 1983年に発表された連邦教育長官諮問委員会報告書「危機に立つ国家」でのアメリカ国内の教育が危機的状況にあると指摘を踏まえ、1988年に初等中等教育法が改正され、財政支援の条件として、学区に対し児童生徒への学力評価の実施が求められるようになった。その後、1994年に成立した「アメリカ学校改善法（IASA）」でも、補助金の支給条件として、州の教育スタンダード（教育課程基準）と、それに基づく統一学力テストに基づく、学校の教育成果を示す教育計画の策定を求め、教育課程基準と学力テストによるアカウンタビリティを重視する姿勢が見られてきた。
- 2002年には、「Good Start Grow Smart（GSGS指針）」が発表され、K-12に連動した就学前スタンダードの開発等の3点が示されたり、「Race to the Top – Early Learning Challenge（RTTT-ELC）」として、早期教育が教育政策の重点項目として位置付けられ、各州の質の高い早期学習プログラム等の開発に対して支援が行われたりしており、幼少期から学力向上に向けた取組が見られている。

【ウェストバージニア州におけるユニバーサルPre-Kの取組み】（※8）

- ウェストバージニア州では2002年に、2012-2013年度までに州内のすべての4歳児と特別な支援が必要な3歳児が幼児教育を受けることができることを目指し、Pre-Kプログラムへのアクセス拡大を義務付ける法案が可決された。現在は、対象となるすべての児童が全55郡でPre-Kプログラムを無償で利用できる。
- Pre-Kプログラムに関する2つの規定（教育課程基準、プログラム提供に関する規定）については、州教育省と福祉省が協働して所管しており、どちらか一方での裁量で変更することはできない。また、法改正や新たな要素への対応等により、規定の変更が必要な場合は、両省が協力し、現場とも連携しながら検討を行う。この体制となった背景として、小規模な州のため、場所や人材に限られることや、高品質なプログラムの実施には多くの資金を要し、さまざまな資金を組み合わせる必要があったことから、教育省と福祉省が協力して取り組むほうが効果的と判断した背景がある。

※1：アメリカ合衆国単位の情報。人口は2023年6月時点、米統計局推計結果より。GDPは2023年時点、外務省HPより。貧困率は2022年時点、OECDのHPより

※2：5歳児における就園率。OCEDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より

※3：幼児教育のうちヘッドスタート・早期ヘッドスタートについては保健福祉省が所管する。連邦政府には、実際の制度設計や政策の施行に関する権限はなく、各州政府が教育行政を所管する

※4：2002年にRutgers大学に設立。連邦教育省を含め様々な機関から資金提供を受け運営されている。

※5：The White House. (2024) “FACT SHEET: The President’s Budget for Fiscal Year 2025”

※6：West Virginia Department of Education. <https://wvde.us/third-grade-success-act/>（最終閲覧日：2024年12月28日）

※7：室井眞紀子・岩立京子（2023）「アメリカの教育改革が幼稚園教育・就学前教育に及ぼした影響について—アメリカの教育改革の変遷から—」東京家政大学研究紀要（63）pp.69-74.;岸本睦久（2021）「総論NCLB後の教育動向」『現代アメリカ教育ハンドブック』pp.3-11.

※8：ウェストバージニア州政府関係者へのヒアリング結果（日本時間2024年12月17日実施）より

5. アメリカ合衆国／ウェストバージニア州

幼児教育
体系
(詳細)
(※1)

年齢区分 (満年齢)	行政当局	カリキュラム(※2)の 枠組み	幼児教育・保育施設等 (プログラム)	
6	連邦レベル 連邦保健福祉省 (Department of Health and Human Services) ヘッドスタート・早期ヘッ ドスタートを所管	連邦レベル なし (※3) 州レベル 州によって異なる ウェストバージニア州 3～5歳児に関する 基準がある	小学校【義務】 6歳を義務教育開始年齢とする州が多い	
5			幼稚園プログラム (Kindergarten) 主に5歳児を対象 ウェストバージニア州 5歳児を対象【提供義務】	
4	州レベル 州によって所管省庁が異な る	Pre-Kプログラム (Prekindergarten) 主に3～5歳未満を対象。 保育学校等で提供される (※4)	ヘッド スタート (Head start program) 主に3～4歳 児を対象	保育プログラム 施設型保育、家庭的保育、 ベビーシッター等による個 別サービスに大別できる。 0～5歳児まで幅広く対象 ウェストバージニア州 0～13歳まで対象
3	ウェストバージニア州 教育省 (West Virginia Department of Education) : Pre-K以降の教育を所管 福祉省 (West Virginia Department of Human Services) : 保育プログラム を所管 ※Pre-Kについては教育省と 福祉省との協働で所管		早期ヘッド スタート (Early head start program) 主に0～2歳 児を対象	
2				
1				
0				

※1：前提として、各州に教育行政の裁量があるため、全米で教育体系は統一されていない。

※2：アメリカ合衆国の場合、スタンダード（教育課程基準）と読み替えて掲載。

※3：全米州教育長協議会と全米州知事会によって策定された、幼稚園から高校生までの各州共通の教育課程基準として、「コモン・コア州スタンダード (Common Core State Standards)」はあるが、策定

に連邦政府は関与していない。

※4：ウェストバージニア州では、一部の3歳児と全ての4歳児に対してPre-Kプログラムを提供している (ユニバーサルPre-K)。プログラムの提供に際しては、ヘッドスタート等を含め、様々な予算・事業を活用・連携している。

5. アメリカ合衆国／ウェストバージニア州

保育環境に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> 全米の傾向として、最大学級サイズが20人以下、S/T比率について1対10以下の基準を設けている地域が多い。 <p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> Pre-Kプログラム提供に関する基準の中で、教室の面積や、学級サイズ、職員配置、屋外エリアの規定等を定めている。
教職員の資格体系・養成の動き	<ul style="list-style-type: none"> アメリカにおける保育者の資格は多様で、保育関連施設や民間の保育学校では、高等学校卒業相当で、認定書（プログラムの受講が必要）の取得が求められる。また、ヘッドスタートについては、短期大学における保育関連プログラムを経て認定資格が必要とされる。他方で、幼稚園や公立保育学校等では、学士レベルが求められることが多い。 <p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教諭の資格として学士（BA）が求められる。また、2014年7月以降は、全ての補助保育者は、ウェストバージニア州教育委員会が定める幼児教室補助保育者認可（the Early Childhood Classroom Assistant Teacher Authorization, CDA（Child Development Associate）又は同等の資格が必要）への申請が必要。
公的カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> 各州で、幼稚園を対象に含めたスタンダード（教育課程基準）が開発されている。 幼稚園から高等学校卒業までを対象とした教育課程基準として、英語と算数・数学に関するコモン・コア州スタンダード（Common Core State Standards）と、科学に関する次世代科学スタンダード（Next generation Science Standards）がある。 <p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳を対象としたPre-Kスタンダードを作成している。
質評価の方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> 全米保育質保証センター（NCECQA）による質評価向上システム（QRIS）や、全米保育研究所（NIEER）による各州の幼児教育に関する実態調査（質の評価）がある。 <p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡ごとに3年に1度行われるPre-Kプログラムに対する評価と、子供の発達状況を確認する子供本人に対する評価の2つがある。子供の発達に関する評価は、早期学習報告システムに反映され、子供やプログラムの成果を長期的に追跡でき、教師の専門能力開発やコーチングの指導、指導方法の調整、就学準備に向けた支援等に活用される。
小学校以降との連携・接続	<p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 州の規定により、各郡が子供と家族を支援するための移行計画を作成することを義務付けている。郡の移行計画は、幼児教育の専門家が子供や家族がさまざまな環境に移行すること（Pre-Kへの入卒園）を支援するための活動、経験、情報、スケジュールなどを盛り込んだものでなければならない。
その他施設への支援等	<p>【ウェストバージニア州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教師と補助教員を含むPre-Kに関わる全郡の職員は、郡の継続的質向上に向けた評価で特定されたニーズに基づき、毎年少なくとも15時間の職員能力開発に参加しなければならない。また、主任教員と補助教員は、毎年、個別の専門能力開発計画を書面で計画することが義務付けられている。
多様な子供へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子供に対する教育についても、各州の裁量に委ねられているものの、障害児への教育に関する連邦予算を確保するためには、個別障害児教育法（Individuals with Disabilities Education Act of 2004）を遵守する必要がある。当該法には最少制約環境という考え方があり、特別支援学級や学校等、障害のある子供を除外する措置は、補助的な援助やサービスを利用した通常学級での教育が十分な成果を達成できない場合に限られるというもの。ウェストバージニア州関係者へのヒアリングから、Pre-Kプログラムにおいても同様に適用されていることが共有された。

6. カナダ／オンタリオ州

※：以下、州名に関する明記がない限りは全土に関する情報

基本統計情報 (※1)	【人口】 約4,010万人 【GDP(名目)】 2兆1,401億米ドル 【貧困率】 11.5%	幼児教育基本情報	【就園率（義務教育直前の年齢）】 93.0% (※2) 【所管省庁（幼児教育・保育）】 州教育省 【所管省庁（義務教育）】 州教育省 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】 0歳（認可保育施設）／4歳または5歳（幼稚園） 【義務教育開始年齢】 6歳（一部州を除く）
幼児教育体系 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から認可保育施設や様々な保育サービスを通して保育が始まる。幼児教育は小学校に付設されている幼稚園で行われ、州によって4～5歳の2年間または5歳の1年間のみ行われる。 幼稚園への入園年齢や全日制・半日制などの運営時間、義務教育か否かについて、州によって異なる。 小学校に入る6歳から義務教育が開始するが、一部の州では幼稚園の5歳児プログラムから義務教育としている。 	幼児教育施設等類型	【オンタリオ州】 <ul style="list-style-type: none"> 保育施設及びサービス：0歳から利用できる。認可保育施設、認可在宅保育、認可外在宅保育などがある。 「EarlyOn Child and family centre」：自治体が設置・運営しており、0～5歳児の子供とその家族を対象に、質の高いプログラムを無償で提供している。 幼稚園（kindergarten）：小学校に併設されている。4歳から就園可能で、2年間の全日制プログラムを提供している。
国と地方の役割	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府に幼児教育・保育を所管する省庁はなく、各州の政府が権限を持つ。 連邦政府との幼児教育・保育に関する協定に基づき、オンタリオ州の教育省は幼児教育・保育分野に予算を投入している。すべての子供において、質の高い・家庭の負担額が少ない・インクルーシブな教育・保育サービスを受けられるようにすることを目標にしている。保育施設の拡充、保育料の引き下げ、保育者の賃金の引き上げなどについて財政的な支援を行っている。 【質評価の所管・権限】 <ul style="list-style-type: none"> オンタリオ州の教育省は、「Child Care and Early Years Act, 2014」に基づき、保育施設及び在宅保育の質評価に対する権限を持つ。 		
近年の大きな政策動向	【幼児教育・保育における政府間枠組及び幼児教育・保育に関する協定】 (※3, 4, 5) <ul style="list-style-type: none"> 近年、連邦政府と州政府・準州政府間が協力し、カナダ全土における幼児教育・保育システムの質向上を目指し、共通原則のもと、子供や家庭、教員などへ支援政策を推進している。5つの共通原則である、質の高い（high-quality）、アクセスしやすい（accessible）、手頃な価格の（affordable）、柔軟で（flexible）、包括的な（inclusive）幼児教育と保育システムを確立することを目指す11年間（2017-2028年）にわたる長期的な枠組である。 特に、1日平均保育料を10ドルに引き下げる、保育スペースを増設するといった州政府に求める大枠の目標が設定されており、州政府は定期的な進捗状況の報告が求められている。連邦政府は州政府との定期的なミーティングを通じて進捗状況を確認、評価し、必要に応じて調整を行う役割を果たしている。 幼児教育・保育に関する協定については、2017年以降連邦政府と各州でそれぞれ異なる協定を締結しており、追加予算の増額などを通じて上記の枠組の目標に加えて、インフラの強化、平等な機会の構築、公用語の少数民族コミュニティへの支援、保育者への支援など、幼児教育・保育への莫大な投資が行われている。 オンタリオ州では、具体的なアクションプランとして優先して次の5領域における財政的支援を行っている：①家庭への保育料負担軽減（affordability）、②保育へのアクセスしやすさ（access）、③インクルーシブな保育（inclusion）、④保育人材確保及び質向上（workforce and quality）、⑤行政運営、自治体支援、実施費用（implementation and ongoing supports）。 【省庁移管・義務化等に係る動向】 <ul style="list-style-type: none"> 1994年以降、13の州・準州のうち、8つの州・準州において保育の所管が教育を所管する省（局）に移管されており、オンタリオ州は2010年に教育省への移管が行われた。 カナダ全体の傾向として、小学校に入学する6歳から義務教育段階としているが、ニューブランズウィック州やプリンスエドワードアイランド州では義務教育開始年齢を幼稚園の就園年齢にあたる5歳にしている。 		

6. カナダ／オンタリオ州

費用負担

【オンタリオ州】

- 幼児教育・保育に関する協定に基づき、保護者の教育費や保育料の費用負担軽減のために公的資金の投入が積極的に行われている。オンタリオ州の主要都市の保育料は非常に高い水準であるが、2025～2026会計年度末までに、オンタリオ州全体における6歳未満の1日の保育料の平均を10ドルにすることを目指している。
- 終日保育における保護者負担額の1日の平均は、認可保育施設の場合、infantクラスで36.95ドル、toddlerクラスで31.97ドル、Preschoolクラスで29.40ドルである。認可在宅保育の場合、2歳未満で24.43ドル、2～3歳で23.36ドル、4～5歳で21.68ドルである（2023年12月時点）。
- 幼稚園が公立学校に付設している場合、教育費については公費で賄われ、無償で教育を受けることができる。

その他の政策を取り巻く状況・特徴等

【2025-2027年移民受け入れ計画（2025-2027 Immigration Levels Plan）】（※6, 7, 8）

- カナダ移民・難民・市民権省（IRCC）は2024年10月に「2025-2027年移民受け入れ計画（2025-2027 Immigration Levels Plan）」を通して今後3年間の永住許可や留学生・外国人労働者などの一時滞在者の数を制限することを発表した。背景には、社会サービスや住宅供給の逼迫が影響している。一方、人手不足が続いているいくつかの分野において、留学生の卒業後の就労許可が認められており、幼児教育や発達支援分野もその対象に含まれている。カナダ連邦政府担当者へのヒアリングによると、幼児教育の教職員のおよそ3分の1が移民の労働者により占められており、非常に大きな労働者の供給源になっている。

※1：人口は2023年時点、カナダ統計局より。GDPは2023年時点、外務省HPより。貧困率は2019年時点、OECDのHPより。

※2：5歳における就園率。OECDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

※3：カナダ政府「Multilateral Early Learning and Child Care Framework」（<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/programs/early-learning-child-care/reports/2017-multilateral-framework.html>）

※4：オンタリオ州政府「Canada – Ontario Canada-wide Early Learning and Child Care Agreement - 2021 to 2026」

（<https://www.canada.ca/en/early-learning-child-care-agreement/agreements-provinces-territories/ontario-canada-wide-2021.html>）（最終閲覧日：2025年2月7日）

※5：カナダ雇用・社会開発省担当者へのヒアリング結果（日本時間2025年2月19日実施）より。

※6：カナダ移民・難民・市民権省「2025-2027 Immigration Levels Plan」

（<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2024/10/20252027-immigration-levels-plan.html>）（最終閲覧日：2025年2月20日）

※7：カナダ政府「Work in Canada after you graduate Who can apply」

（<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/study-canada/work/after-graduation/eligibility.html>）（最終閲覧日：2025年2月20日）

※8：カナダ雇用・社会開発省担当者へのヒアリング結果（日本時間2025年2月19日実施）より。

年齢区分 (満年齢)	行政当局	カリキュラムの 枠組み		幼児教育・保育施設				
		オンタリオ州 初等学校カリキュラム		初等学校【義務】				
6	<p>州レベル 州によって所管省庁が異なる。</p> <p>オンタリオ州 教育省 (※1)</p>	<p>オンタリオ州 「The Kindergarten Program」</p> <p>幼稚園で 実施</p>	<p>認可保育施設 (Licensed child care centre) 0～5歳児</p>	<p>認可在宅保育 (Licensed home child care) 0～13歳未満</p>	<p>認可外在宅保育 (Unlicensed home child care) 0～13歳未満</p>	<p>幼稚園 (Kindergarten) 4～5歳児</p>		
5								
4								
3								
2								
1								
0								

幼児教育
体系
(詳細)

※1：オンタリオ州は、地方自治体レベルの行政機関（Service System Managers）に法的な役割が定められている唯一の州である。

6. カナダ／オンタリオ州

保育環境に係る基準	<p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「Child Care and Early Years Act, 2014」において、保育施設やサービスの設置、認可、運営などに関わる基準が定められている。認可要件として、ST比率、健康と安全基準、栄養管理、医療監督、プログラム内容、教職員の資格、緊急時の対応、運営管理などを含む基準を満たし、幼児教育・保育カリキュラムの枠組である「How does learning happen?」に沿ったプログラム内容を提示する必要がある。 一方、認可外在宅保育事業者は認可施設やサービスと同じ基準を満たす必要はないが、定員基準を含め、いくつかの条件の適用を受ける。
教職員の資格体系・養成の動き	<p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教員の資格と幼児教育者（Early childhood educator、略称ECE）の資格がある。 幼稚園教員になるには、幼稚園～12年生の教科を教える初等・中等教育の教員資格が必要である。公立幼稚園の場合、高等教育機関での学位取得、教職課程の修了基準を満たし、オンタリオ州教員協会(※1)より認定を受けて教員免許を取得することが求められる。幼児教育者になるには、幼児教育者協会(※2)が定める高等教育機関のプログラムを修了（ディプロマを取得）し、協会への登録が求められる。保育施設やサービスに勤めることができる。
公的カリキュラム	<p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 州独自の幼児教育・保育のカリキュラムの枠組を作成しており、主に認可保育施設などで活用されている「How Does Learning Happen? Ontario's Pedagogy for the Early Years」と幼稚園で活用されているカリキュラムの「The Kindergarten Program」がある。 前者では「所属」「ウェルビーイング」「エンゲージメント」「表現」の4つの基盤を提示し、対応する子供の目標とプログラムへの期待を述べている。 後者では4つの学習領域を「枠組み（Frame）」として捉えており、「所属と貢献」「自己調整とウェルビーイング」「リテラシーと数学的行動」「問題解決と革新」からなる。
質評価の方法・内容	<p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育省が年に1回、認可保育施設と認可在宅保育（エージェンシー）を対象に質評価を行う。教育省の職員である「program advisor」が現地訪問などを通じて、施設や事業者が認可要件を遵守しているか、教育プログラムが基準に沿っているかなどを調査・評価を実施する。 認可保育施設への質評価について、2016年より「tiered licensing」制度を導入しており、どの程度施設が認可要件を遵守しているかによって、施設への調査頻度や用いられるチェックリストが異なるというリスクベースのアプローチ（risk-based approach）を採用している。 認可在宅保育（エージェンシー）に対して「tiered licensing」制度は適用されないが、「program advisor」による同様の調査・評価を行う。
小学校以降との連携・接続	<p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は義務教育ではないものの、子供たちが学校教育を順調にスタートできるよう就園が推奨されている。幼稚園カリキュラムでは、「子供たちが家庭や保育、就学前の環境から学校環境へスムーズに移行できるように手助けする」ことを目標の一つとしている。また、教育委員会（school boards）が小学校入学に先立ち、幼稚園入園手続きの際に保護者に対してアンケート調査を行い、これまでの子供の保育プログラムの参加状況などの情報を得るなど、円滑な小学校への移行を推進している。
その他施設への支援等	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育に関する協定に基づき、0～5歳の平均保育料の引き下げ、新しい施設の拡充のための運営資金の提供、社会経済的に脆弱な地域における施設の立ち上げのための助成金など、幼児教育・保育施設やサービスに財政的な支援を行っている。
多様な子供へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府レベルでは、カナダ歳入庁が管理・運営している「カナダ児童手当（Canada Child benefit）」があり、18歳未満の子供を持つ家庭（保護者）に対して毎月養育費として支給される。世帯所得に応じて支給額が決定される。 州レベルでは、「オンタリオ州児童手当（Ontario Child Benefit）」があり、低・中所得の世帯に対してカナダ児童手当の受給申請と同時に審査が行われ、自動的に支給される。障害のある子供や家族への支援として、連邦政府や州レベルで「障害児童手当」や重度障害児を持つ低・中所得家庭への手当、家族への休息支援などがある。

※1：Ontario College of Teachers、教員養成や教員免許の発行、研修、管理・監督、規制を担う第三者機関

※2：College of Early Childhood Educators、保育施設・サービスに勤める教員の養成、資格付与、管理・監督、規制を担う。

7. スウェーデン王国

基本統計
情報
(※1)

【人口】1,055万人
【GDP(名目)】5,933億ドル
【貧困率】8.4%

幼児教育
基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】98.4% (※2)
【所管省庁（幼児教育・保育）】教育・研究省、学校庁
【所管省庁（義務教育）】教育・研究省、学校庁
【幼児教育・保育（施設）開始年齢】1歳（就学前学校）
【義務教育開始年齢】6歳

幼児教育
体系
(概要)

- 両親に対する給与保障付きの育児休暇制度などにより0歳児は家庭で養育されており、0歳児保育を施設で行っていない。
- 1～5歳児を対象とするのは就学前学校（förskola）で、学校教育の最初の段階として位置づけられている。また、6歳の誕生日を迎える年の秋学期から、7歳の義務教育学校就学までの期間、1日3時間の教育を無償で提供する就学前クラス（förskoleklass）が義務教育学校内に設けられ、現在では就学が義務化されている。

幼児教育
施設等類型

- 就学前学校にはコミューンが設置する公立と親による協同組合や企業などが運営する民間の施設類型がある。
- また、コミューンの研修を受けた保育者が自宅で保育を担当する在宅型の保育形態（教育的保育（pedagogiskomsorg））も存在する。
- いずれの施設類型も国やコミューンからの運営交付金によって運営される。

国と地方の
役割

- 分権化した制度を取っており、保育サービス提供の義務はコミューン（地方自治体）が有している。
- 政策の目的、指針、財政上の枠組に対する責任は教育・研究省にある。また教育・研究省は、幼児教育・保育施設の運営交付金等、財政支援を行っている。また、教育・研究省傘下の学校庁（skolverket）が、さまざまな教科の全国カリキュラム、成績評価基準、一般的なガイドラインなど、学校教育運営に関する文書の作成を担当している。

【質評価の所管・権限】

- 2008年以降、幼児教育・保育の評価・監督は学校庁から学校査察庁（Skolinspektionen）（いずれも教育・研究省傘下）が担うよう移行している。2011年施行の学校教育法においてその権限に法的根拠が与えられ、公立・私立の学校に罰金や制裁を科すことが可能となった。

近年の
大きな
政策動向

【①就学前教育要領の改訂（2018年）】

- 幼児教育に関する要領「就学前教育要領」が2018年に改訂された。これ以前の教育要領は、数度の改訂を経ても「Lpfö98」と通称されてきたが、2018年の改定により「Lpfö18」と通称が変更されたことから、この改訂のインパクトは非常に大きいとされる。（※3）
- 「Lpfö18」では「就学前教育学校教諭の教育に対する責任」という項が新設された。ここでは、就学前教育学校での教育は教諭の指導の下に行われ、知識と価値観の習得と発展を通じて、子供の発達と学習を促すものでなければならないとされている。教諭は目標を定めたプロセスを主導し、教育上の責任を負うべきであると規定された。

【②義務教育10年制の導入に対する立法府での検討開始】

- 2025年1月31日付プレスリリースによると、スウェーデン政府は10年間の義務教育を導入するために立法審議会に付託することを決定した。2028年秋に10年間の義務教育を導入することが提案されており、これにより就学前クラスは新しく義務教育学校の1年生に置き換えられる。これが実現した場合、1年生の授業は義務教育学校の科目とシラバスに基づいて行われることになる。
- プレスリリースでは、これによってより体系的な授業が可能になり、早期の読み書き学習や数学の基礎技能に重点的に取り組むことができるとしている。また、児童が学校形態を転校する回数が減り、生徒の学習の継続的な進歩が妨げられるという問題が解消されるとしている。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- 1996年に、それまで社会庁の所管であった保育事業を教育省に移管した。1998年には学校法の改正が行われ、1～5歳児を対象とした就学前保育が学校教育体系の最初の段階に位置付けられ、保育施設の活動はすべて学校法の適用を受けている。その後2011年における新学校法の制定により、就学前学校は学校種の1つと定められた。

7. スウェーデン王国

費用負担

- 3歳未満児の保育料は所得に応じた傾斜配分で、かつ月額上限が定められている。こうした個人負担についても、別途支給される児童手当によってその大半を補うことができるとされている。
- 3歳から5歳までの子供には、1日3時間（週15時間、年間525時間）の幼児教育・保育が無償で提供され、保育料を徴収できるのはこの時間外の活動のみであることが規定されている。園における教材、学習用具等は無料で提供される。
- 就学前クラスに関しても、就学前学校と同様に授業は無償でなければならないとされている（学校法第9章8条）。教育の目的に従って、知識の習得に必要な教科書、その他の教材、その他の学習ツールについても無償で利用できるほか、栄養価の高い学校給食が無料で提供されることも明記されている。

その他の政策を取り巻く状況・特徴等

【2010年代以降の教育改革】

- スウェーデンでは、1996年にそれまで社会庁の所管であった保育事業を教育・研究省に移管した。続く1998年1月より学校法の改正が行われ、1～5歳児を対象とした就学前保育が学校教育体系の最初の段階に位置付けられ、保育施設の活動はすべて学校法の適用を受けている。その後2011年における新学校法の制定により、就学前学校は学校種の1つと定められた。
- 2011年の改革は「Skola2011」と称する就学前から高等・成人教育に至るまでの生涯学習制度すべてに関わる教育改革であった。改革の柱は①新学校法の制定、②義務教育課程における新たな教育要領の策定、③高等学校教育への新しいプログラムの導入、④新評価基準の導入、⑤就学前学校教育要領の改訂と整理される。（※4）

【就学前学校教諭の教育に対する役割の増大】

- 大野（2022）の整理によれば、2011年の新学校法において、就学前学校教諭が、「教授」を行う主体であることが明記された。さらに、新学校法を受けた就学前教育要領2010年改訂版では、保育実践においてより教育的な観点から活動が実施されるよう、就学前学校教諭が責任を担うことが記され、さらに2018年改訂版では「就学前学校教諭の教育に対する責任」という項目も新設されるなど、「就学前学校教諭が教育学的な実践を担う役割をより一層重視されるような改革が続いている」とされる。

※1：人口は2023年時点、外務省HPより。GDPは2023年時点、外務省HPより。貧困率は2022年時点、OECDのHPより。

※2：6歳（就学前クラスに通う年齢）における就園率。初等教育に通っている0.7%と合わせると99.0%が就学・就園している。OCEDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

※3：大野歩（2022）「04 スウェーデン」『世界の保育の質評価』より。

※4：同上。

		行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等
年齢区分 (満年齢)	7	教育・研究省 学校庁	「Curriculum for Compulsory School, Preschool Class and School-Age Educare : Lgr22」	義務教育学校【義務】
	6			就学前クラス【義務】 (förskoleklass) 6歳児対象(※2、3)
	5		「Curriculum for the Preschool」 (Läroplan för förskolan 2018 : Lpfö 18) (2018年に改訂された就学前教育のカリキュラム)	就学前学校 (förskola) 1～5歳児対象
	4			
	3			
	2		1	家庭での養育 (※1)
1				
0				

幼児教育
体系
(詳細)

※1：オープン保育室（öppen förskola）と呼ばれる、育休中の親が子供と一緒に利用し交流する場もある。

※2：スウェーデンでは、就学義務が子供に課されている。

※3：就学前クラスは義務教育学校内に設けられ、6歳児を対象として移行期の活動を行う。1日3時間の教育が提供される。ただしその内容やスタッフにはばらつきがあるとされる。

7. スウェーデン王国

保育環境に係る基準

- 学校法によって規定。幼児教育施設は子供が3歳になる年の秋学期から少なくとも年間525時間の教育を提供しなければならない。
- 教育・研究省が推奨するクラスサイズは1～3歳児で6～12人、4～5歳で9～15人となっている。
- 就学前クラスは、1学年度で少なくとも525時間の授業を行わなければならない。グループの規模やST比率は規定されていないとされる。(※1)

教職員の資格体系・養成の動き

- 2001年に就学前学校教諭・基礎学校低学年教員・学童保育士の教育養成課程の統合が行われた。
- 学校法で、正規の就学前学校教諭（förskollärare）は、大学で学位を取得し、免許を取得、登録する必要があるとされる。また、保育補助員養成学校（barnskötareutbildning）で1年間学んだ者や、高校の選択科目として保育を学んだ者は、保育補助員として勤務することができる。

公的カリキュラム

- 国によって法的拘束力を持つ幼児教育カリキュラムが定められている。最新版は2018年に改訂（Lpfö 18）。Lpfö 18は、「民主主義的価値の育成とケア・発達・学びの包括的なアプローチ」を特徴としている(※2)。カリキュラムにおいて明記された子供の能力を育むための環境を就学前学校は提供すべきと位置付けられている。
- 就学前クラスのカリキュラムは、義務教育学校のカリキュラムと統合されている（Lgr22）。そこで示される就学前クラスのねらい（Aim）は、幼児の心身の発達および学習の奨励を図ることに置くものとされ、幼児の発達と学習の継続性と発展性に寄与し、継続的な教育への準備を行うものとされている。

質評価の方法・内容

- 学校法において活動の評価を行うことが義務付けられた。就学前教育学校、就学前クラスの双方について、スタッフは子供の保護者と子供の発達について継続的に話し合いを行わなければならない、少なくとも年に1回は話し合い（業績評価）を行う必要があることが明記されている。
- 公立の就学前教育学校を含む学校の査察を行う学校査察庁では、対象となる教育機関が法律やその他の規則に基づく要求を満たしているかどうかを確認し、不足があれば指摘が行われる。これに加えて、教育の質に特化した「品質監査」を実施することもある。品質監査では、教育や活動の質が目標やその他の指針に対してどの程度適合しているかを評価する。

小学校以降との連携・接続

- 就学前学校カリキュラムは改訂のたびに校種間連携や学びの連続性に関する方向性を強化しており、2016年改訂版では、移行期にかかわる教育内容の情報共有や校種間連携にかかわる活動が義務化された。(※2)
- 2018年には就学前学校を卒園した6歳児を対象とする就学前クラスの義務化を行った。この段階のカリキュラムは義務教育学校のカリキュラムと統合されている。

その他施設への支援等

- 教員の継続的な能力開発に関して、国から特定の研修プログラムの受講等に係る規定はないが、学校庁から自治体や学校に対して、国の優先分野における能力開発のための助成金が提供されている。これを受けて、教師を含むさまざまな関係者と協議した上で、自治体や学校が必要な研修を地域ごとに決定している。こうした教員の継続的な能力開発に係る研修の主たる提供者として、高等教育機関と地域開発センターが挙げられている。

多様な子供へのアプローチ

- 学校教育法において、国民的少数者および少数言語に関する法律（2009:724）に基づく行政支部に属する居住地の自治体は、保護者が希望する場合、フィンランド語、メーンキエリ語、サーミ語でそれぞれ教育の全部または相当部分が行われる教育の場を子供に提供しなければならないとされる。

※1：欧州委員会「Eurydice」の記載を参照（<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/national-education-systems/sweden/organisation-centre-based-eccec>）

※2：大野歩（2022）「04 スウェーデン」『世界の保育の質評価』より。

8. 大韓民国

基本統計情報 (※1)

【人口】約5,156万人
 【GDP(名目)】1兆6,643億ドル
 【貧困率】14.9%

幼児教育基本情報

【就園率（義務教育直前の年齢）】93.1%(※2)
 【所管省庁（幼児教育・保育）】教育部（2024年6月に保健福祉部との二元体制から統合）
 【所管省庁（義務教育）】教育部
 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】0歳（保育所）／3歳（幼稚園）
 【義務教育開始年齢】6歳

幼児教育体系 (概要)

- 就学前の保育・幼児教育は、0～5歳児を対象にする保育所（オリニジップ）と3～5歳児を対象にする幼稚園で行われる。
- 日本と同様、6歳で「初等学校」（小学校）に進学する。初等教育（6年）と前期中等教育（3年）が義務教育期間となる。

幼児教育施設等類型

- 幼稚園は8,441か所、保育所は28,954か所あり、保育所の設置数は幼稚園の3倍以上となっている（2023年現在）。
- 幼稚園は、国・公立（国・自治体が設置・運営）と私立（学校法人や非営利法人・個人が設置・運営）に大別される。
- 保育所は、国・公立のほか、社会福祉法人、（社会福祉法人を除く）法人・団体、民間、在宅保育、親共同型、事業所内保育所と7つの施設類型に分類される。

国と地方の役割

- 教育を所管する中央省庁の教育部が幼児教育・保育（幼稚園と保育所）を所管している（2024年6月に保育所の所管が保健福祉部から教育部に移管）。地方自治体レベルでは、幼稚園の場合、市・道の広域自治体では地方教育行政機関の「教育庁」、市・郡・区の基礎自治体では「教育支援庁」が所管している。一方、保育所の場合、広域自治体及び基礎自治体による所管が維持されている。

【質評価の所管・権限】

- 幼稚園・保育所ともに自己評価制度を取り入れている。幼稚園については、各地方自治体の教育行政機関の所管であり、評価過程の中で「教育庁」、「教育支援庁」、「幼児教育振興院」がそれぞれ異なる役割を担う。保育所については、教育部と「韓国保育振興院」の所管であり、主に「韓国保育振興院」が現地訪問評価などを行う権限を持っているが、結果の公表や再評価は教育部（または韓国保育振興院）が行う。

近年の大きな政策動向

【教育部主導による幼保一元化の実現】（※3）

- 2023年12月の「政府組織法」の改正、2024年6月の施行をもって、保育所に関わるすべての権限や業務が保健福祉部から教育部に統合され、中央省庁における幼保一元化が実現された。教育部は「幼保統合実行計画（案）」を発表し、「質向上のための5つの重点課題」と「幼稚園・保育所の統合に向けた5つの重点課題」を掲げ、具体的な施策に基づき幼保一元化を進めていく方針を示した。

質向上のための5つの重点課題	幼稚園・保育所の統合に向けた5つの重点課題
1. 利用時間及び日数の保障	1. 便利かつ公正な入園申し込み方法の整備
2. 教員一人当たりの子供の比率の改善	2. 統合された教員資格・養成体系の改編
3. 段階的無償教育・保育の実現	3. 教員の処遇改善
4. 統合された教員研修の体系整備	4. 乳幼児教育課程の開発・適用
5. ニーズに応える教育・保育プログラムの強化	5. 施設設立・運営基準の整備

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- 2024年6月より幼稚園、保育所ともに教育部所管となっているが、自治体レベルの保育所の業務を教育庁に移管するために「地方教育自治に関する法律」や「地方教育財政交付金法」などの法改正が必要となり、現時点では地方自治体と協力しながら保育に係る業務を進めている。（※4）
- 現時点で幼児教育段階における義務化の動きはない。

8. 大韓民国

費用負担

- 2013年より無償教育・保育政策を実施している。具体的には、保護者の所得水準に関係なく、0～5歳児の幼稚園や保育所における教育費や保育料が政府と自治体の補助金によって賄われる仕組みとなっている。2015年に自治体（国庫補助金）が0～2歳児の無償保育を、市・道教育庁（地方教育財政交付金）が「ヌリ課程」にあたる3～5歳児の無償教育・保育を負担することとなった。
- 幼稚園や保育所に在園する場合は、教育費や保育料が国・自治体から幼稚園・保育所に支給され、施設類型に応じて支給額が異なる。
- 実態として、国が定める施設の「標準幼児教育費」や「標準保育料」の全額支援には至らず、「幼保統合」の推進に伴い、その差額を今後埋めていくことで5歳から段階的に幼児教育・保育の無償化を実現していくと見られる。

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【第3次幼児教育発展基本計画（2023-2027）】（※5）

- 2023年4月、教育部を含む関係各省が合同で第3次幼児教育発展基本計画（2023-2027）を発表した。背景には、少子化による幼児教育施設への影響と、幼児教育・保育の質向上のための「幼保統合」（幼児教育・保育の一元化）がある。
- 少子化による幼稚園就園児の減少や幼稚園数の減少が見られ、とくに私立幼稚園は年平均約200園が廃園を強いられる状況にあり、1クラスのみで国・公立幼稚園は5割近くになるほど、幼児教育施設の小規模化が進んでいる。
- 幼児教育と保育施設の格差解消を目指し、質の高い幼児教育・保育システム構築のための「幼保統合」は、2023年その推進方針が発表され、「幼保統合推進団」が進める一方で、第3次幼児教育発展基本計画にその政策課題を反映することで政策的連携体制がとられている。
- 政策課題は4つ挙げられており、質の高い幼児教育の機会の拡大、教育課程及び放課後課程の拡充、教員の力量及び権利の強化、インフラ構築である。

※1：人口は2023年時点、外務省HPより。GDPは2022年時点、外務省HPより。貧困率は2022年時点、OECDのHPより。

※2：5歳における就園率。初等教育に通っている0.3%と合わせると93.3%が就学・就園している。

OECDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

※3：教育部「幼保統合実行計画（案）」（<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=020402&opType=N&boardSeq=99230>）（最終閲覧日：2025年3月10日）

※4：教育部担当者へのヒアリング結果（日本時間2024年12月16日実施）より。

※5：教育部「第3次幼児教育発展基本計画（2023-2027）」

（<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=312&boardSeq=94625&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=2&s=moe&m=0301&opType=N>）（最終閲覧日：2025年3月10日）

		行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等
年齢区分 (満年齢)	6	教育部	初等学校教育課程	初等学校【義務】
	5		「ヌリ課程」 保育所（オリニジップ）と 幼稚園の共通教育課程	幼稚園 3～5歳児
	4			
	3		「第4次標準保育課程」 保育所（オリニジップ）で 実施。0～1歳、2歳向けに分 かれている。	保育所（オリニジップ） 0～5歳児
	2			
	1			
0				

幼児教育
体系
(詳細)

8. 大韓民国

保育環境に係る基準

- 法的根拠として、幼稚園は高等学校以下各級学校設立・運営規定など、保育所は乳幼児保育法などに基づいて施設の設置基準を遵守する必要がある。園舎・園地の所有や面積、運動場・屋外遊び場、利用定員、防犯カメラの設置義務などの基準が設けられており、幼稚園と保育所の基準がそれぞれ異なる。
- 幼稚園の場合、学級数や1学級当たりの最小・最大の子供の数は幼稚園の類型や地域などを考慮し、所管の教育庁が定めるとされている。保育所の場合、乳幼児保育法施行規則によって年齢別のクラスごとに保育教職員の配置基準が決まっている。

教職員の資格体系・養成の動き

- 幼稚園教員：国家資格。正教師（1級と2級）と準教師があり、多くは正教師に当てはまる。大学の幼児教育学科を卒業、もしくは大学（専門学校及びそれと同等以上の学校などを含む）を卒業した者で、在学中に所定の保育学科の教職に関する科目の単位を取得するなどの資格要件がある。
- 保育所教員：2005年以降国家資格となった。「保育教師」と呼ばれ、1級～3級に分かれる。専門学校またはそれと同等以上の学校で教育部令で定められた保育関連の科目及び単位を履修し、卒業するなどの資格要件がある。

公的カリキュラム

- 幼稚園と保育所に通う3～5歳児を対象にした幼保共通の幼児教育カリキュラム「ヌリ課程」がある。「ヌリ課程」は「幼児・遊び中心の教育課程」として2019年改定され、2020年3月より導入されている。「ヌリ課程」で示されている資質・能力は5領域で、①身体運動・健康、②意思疎通（コミュニケーション）、③社会関係、④芸術経験、⑤自然探求からなる。
- 保育所に通う0～2歳児を対象にしたカリキュラムとして「標準保育課程」がある。2020年に3回目の改訂が行われ、「第4次オリニジップ標準保育課程」が発表された。背景には、ヌリ課程が先に改訂されたことに合わせ、保健福祉部の主導で0～5歳児の発達の連続性を意識した内容に改訂された。「第4次オリニジップ標準保育課程」で示されている資質・能力は6領域で、①基本生活、②身体運動、③意思疎通、④社会関係、⑤芸術経験、⑥自然探求からなる。

質評価の方法・内容

- 幼稚園：2023年より園の自己評価制度に変更された。教員・教職員・保護者等からなる幼稚園の自己評価委員会が、幼児・遊び中心の教育課程及び放課後課程、教育主体が参与する幼稚園の民主的な運営、幼稚園の健康と安全について評価を行う。結果の確認及びフィードバックは基礎自治体の所管である教育支援庁で行う。
- 保育所：2024年より保育所の自己評価制度に変更された。保育所の自己評価に加えて韓国保育振興院が現場に出向き評価を行う。「総合評価委員会」が最終的に総合的に評価し、結果を公開する。3～7名の教職員と保護者からなる「自己評価委員会」が教員と子供の相互作用に関する指標などについて記述式で回答する。結果の公表や再評価は教育部（または韓国保育振興院）が行う。

小学校以降との連携・接続

- 幼稚園の5歳児クラスの2学期（後期）を「イウム学期」（「イウム」は韓国語で「繋がり」を意味する）として指定し、2023年より、「イウム教育」のモデル事業として、幼小連携モデル幼稚園が運営されている。2023年度の上半期には全国で約50園、下半期に約500園、2024年度には約1,000園が運営されている。好事例を収集し、さまざまな幼・保・小連携モデルを探ることを目的にしている。

その他施設への支援等

- 幼稚園・保育所の基本教育費・保育料は国や地方自治体の財源で賄われている。加えて、放課後課程や延長保育などの費用や、教員への人件費についても支援が行われている。
- とくに、保育所の安定運営を図り、乳児クラスの教員へのインセンティブ制度による追加保育料や土曜保育を行う教員の勤務手当などが支給されている。

多様な子供へのアプローチ

- 障害を持つ子供や特別な支援が必要な子供のための教育は「特殊教育」として位置づけられ、幼稚園から高校までの教育が義務づけられている。また、満3歳未満の場合は無償教育・保育が受けられる。障害を持つ子供や特別な支援が必要な子供が入園する「障害児専門・統合保育所」がある。
- 「女性家族部」が所管中央省庁として、社会経済的に不利な環境にある家庭やひとり親家庭、「多文化家庭」と呼ばれる移民を背景に持つ家庭への支援を行っている。社会的関心が高まっており、支援方法などについて各教育段階における重要課題として認識されている。

9. 中華人民共和国

基本統計情報 <small>(※1)</small>	【人口】 約14億人 【GDP(名目)】 約18兆1,000億ドル 【貧困率】 世界銀行の上位中所得国貧困ライン以下で生活する割合は17.0%	幼児教育基本情報	【就園率】 幼稚園の租就園率は2023年で91.1% (※2) 【所管省庁 (幼児教育・保育)】 国家衛生健康委員会、教育部 【所管省庁 (義務教育)】 教育部 【幼児教育・保育 (施設) 開始年齢】 0歳 (託児施設) / 3歳 (幼稚園) 【義務教育開始年齢】 原則6歳 (地方により7歳の場合あり)
幼児教育体系 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育 (学前教育) は3～5歳児を対象に、幼稚園又は小学校付設の幼児学級で行われる。 初等教育機関としては小学校があり、基本的には6年制をとる。一部には5年制 (7歳入学の場合) や、9年一貫制の学校もある。 	幼児教育施設等類型	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は3～5歳児に保育・教育を行う。全日制 (1日10時間以上の預かり) が多い。2023年の幼稚園27.44万か所のうち、私立14.95万か所 (54.5%) を占める。 (※3) 託児施設は3歳未満の乳幼児に保育を行う。幼稚園に併設された託児クラス (托班) と、それ以外の施設がある。
国と地方の役割	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育 (3～5歳児、幼稚園で行われる) は教育部が所管。保育は、幼稚園に併設された託児クラスで行うものも含め国家衛生健康委員会が所管。 2025年6月施行予定の就学前教育法によると、省級政府 (省、自治区、直轄市) は、公立幼稚園および非営利型の私立幼稚園 (公益型幼稚園など) (※4) の利用料基準 (第68条) や、幼稚園の質評価の具体的な基準の設定などを行う (第74条)。県市政府は、管轄区域の就学前教育発展計画の策定、幼稚園の建設・運営の調整と監督・管理、公立幼稚園の教員配置・待遇保障の強化などに責任を負う (第8条)。幼稚園の利用料について、営利型の私立幼稚園の場合は各園で決定できるが、高額になりすぎないように、県級以上の政府が価格を監督することとされている。 【質評価の所管・権限】 <ul style="list-style-type: none"> 教育部の「幼稚園保育教育質評価指南」等に基づき、省級政府が質評価の基準を定め、県市政府が評価を実施している。 		
近年の大きな政策動向	【①就学前教育法 (中華人民共和国学前教育法) の成立】 <ul style="list-style-type: none"> 2018年の国務院常務会議による「就学前教育の深化・改革と発展の標準化に関する若干の意見」では、就学前教育に関する法整備が要請されていた。これを受け、2024年11月に3～5歳児を対象とした保育・教育の基本法として、「就学前教育法」が成立した。 同法によれば、「就学前の子供は、生命の安全、心身の健康を享受するとともに、尊重と保護のケアを受け、法律に基づき就学前教育を平等に受ける権利を有する」 (第13条)。また、同法は小学校との連携の重要性を強調する一方で、小学校的な教育アプローチは採用しないことも明記している (第59条)。さらに、就学前教育における障害児の支援について明記されている点も重要と思われる (第17、28、54条等)。 【②託児施設 (3歳未満向けの保育施設) のサービス基盤整備の進展】 <ul style="list-style-type: none"> 2022年末時点で託児施設は約7.5万か所存在し、約350万人の児童が利用している (2023年5月31日付け人民日報)。中国では長年、幼稚園における3～5歳児への教育を中心にサービスの構築や体制整備が進められてきたが、託児施設 (托育机构) のサービス基盤整備も進められている。 2019年の「3歳以下の乳幼児ケアサービスの展開に関する国務院辦公庁の指導意見」 (国务院办公厅关于促进3岁以下婴幼儿照护服务发展的指导意见) では、2020年までに、乳幼児ケアサービスの方針、規制、基準のシステムを初歩的に確立することとされた。 2021年には業務標準化や職業技能の評定根拠の明確化等を目的として、保育員が「保育師」に変更されるとともに、「乳幼児発展指導員」 (婴幼儿发展引导员) という資格が新設された (なお、保育師は幼稚園にも配置される)。 2024年には国家衛生健康委員会から「託児施設質評価基準」が公表され、7つの評価項目 (運営条件、託児チーム、保育、衛生保健、養育サポート、安全保障、施設管理) につき、評価点に応じてA級 (優秀)、B級 (合格)、C級 (不合格)、D級 (重大な改善が必要) の評価が与えられることとなった。 【省庁移管・義務化等に係る動向】 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における就学前教育 (3～5歳児が対象) は、教育政策全体を統括する教育部の所管である。また、3歳未満を預かる託児施設 (託児クラスを含む) での保育については、国家衛生健康委員会 (衛生部門) の所管である。 なお、特に2019年以降、国家衛生健康委員会による託児施設の管理強化の動きが見られる。 		

9. 中華人民共和国

費用負担

- 公立幼稚園および非営利型の私立幼稚園（公益型幼稚園など）の利用料基準は地方政府が定める。営利型の私立幼稚園の場合は各園で保育料等を決定できるが、高額になりすぎないように、地方政府から価格の監督を受ける。
- 政府は、すべての子供が就学前教育を受けられるよう、サービスの低額化を推進している。2010年綱要で就学前教育の普及を打ち出して以降、中国は公益型（「普惠性」）就学前教育の普及を推進してきた。公益型幼稚園には、公立幼稚園のほか、私立幼稚園のうち政府基準を満たす園が含まれる。私立の場合は、保育料を低く抑える代わりに、省級政府から補助金を受けることができる仕組みとなっている。2022年時点で、公益型幼稚園は全幼稚園の85%を占める。（※5）

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【障害のある（可能性が考えられる）子供への支援】

- これまで中国では、特別支援教育に関する具体的なガイドラインがなく、障害児を受け入れている幼稚園が少なかったといわれている（※6）。しかし近年は、就学前教育における障害児支援について、政府が法整備を進めている様子も見られる。
- 2016年改訂の幼稚園工作規程では、「幼稚園は、障害児により多くの援助と指導を行うべき」との文言が追加された。
- 2024年に成立した就学前教育法では、県級以上の地方政府に対し、地域の障害児数等に応じて就学前特別教育の実施を調整することや、特別支援学校、障害児施設等による就学前部門の増設又は幼稚園の併設を推進することが求められている（第28条）。さらに、障害児の在籍する幼稚園は、必要な療育施設、設備および専門の療育担当者を備えるか、そうしたリソースのある他の特別支援教育機関や療育機関と協力し、障害児の実情に応じた療育を行わなければならないことや（第54条）、公益型幼稚園の場合は幼稚園生活に適応可能な障害児を受け入れ、援助や便宜を図るべきことが規定されている（第17条）。

【小学校的な教育アプローチの禁止】

- 国の最初の幼稚園カリキュラム基準「幼稚園教育指導綱要（試行草案）」（1981）では、小学校教育の基礎を固めることを目標とし、幼児の知識と技能の到達に重点が置かれるなど、認知発達を重視する側面もあった。その後、1990年に子供の権利条約に批准したことや、国として資質教育の推進を重視するようになったことなどを受け、2001年に現行の「幼稚園教育指導綱要（試行）」が公布された。（※7）
- 年長児は幼小連携の推進を図る重要な対象と位置づけられており、小学との関係を密接にして、その接続に注意することが求められている。他方で、行き過ぎた詰め込み教育が問題にもなっていた。（※8）
- 2024年に成立した就学前教育法では、小学校との連携の重要性を強調する一方で、小学校的な教育アプローチは採用しないことが明記されている。

※1：人口は外務省HPより、GDPは2022年時点、外務省HPより。貧困率は世界銀行HPより

※2：教育部「全国教育事業発展統計公報」より。なお、租就園率とは、幼稚園の利用児童数（3歳未満も含む）を3～6歳未満児人口で割ったもの。

※3：教育部「全国教育事業発展統計公報」より

※4：営利型幼稚園が収益を得ることが可能なのに、非営利型幼稚園は徴収した利用料を全て幼稚園の経費に充当する。

※5：教育部「全国教育事業発展統計公報」より

※6：Lai Zhichao & Lee Keok Cheong（2022）「The Development and Challenge of Early Childhood Inclusion in China City University」『eJournal of Academic Research』

※7：一見真理子・日暮トモ子「中国の幼児教育ガイドライン」

※8：南部広孝・桑原綾（2017）「文革後中国における幼児園教育の変容—「幼稚園工作規程」を手がかりに—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』63,pp.465-488

		行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等		
		年齢区分 (満年齢)		義務教育課程方案	小学校【義務】	
6	5	教育部	幼稚園教育指導綱要 (試行) (幼儿园教育指导纲要 (试行)) (2001年公布)	幼稚園 (幼儿园) 3~5歳児 全日制あり		
					4	3
3	2	1	0	国家卫生健康委員会		
幼児教育 体系 (詳細)						

9. 中華人民共和国

保育環境に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> 「幼稚園管理条例」（1989年）で幼稚園設置・認可の要件等を規定。また、「幼稚園工作規程」（1989年公布、2016年改訂）で、幼稚園の園長および教職員の配置、クラス編成、安全、保健衛生、設備など運営の基本原則や法的責任を規定。 幼稚園のS/T比率は「全日制・寄宿制幼稚園編成基準」で規定されており、全日制の幼稚園では、3歳児・4歳児・5歳児すべて1：6～1：7。なお、託児施設（託児クラス含む）のS/T比率は「託児施設設置基準（試行）」で規定されている。
教職員の資格体系・養成の動き	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教諭となるためには、国家資格「幼稚園教師資格」（幼儿园教师资格）を得ることが必要。当該資格を得る条件は、幼稚園教諭養成課程を卒業したか、短大およびそれ以上の学歴を有すること。また、全国の8割以上の県市では、学歴に加え、国家試験の合格が要件となっている。（※1） 3歳児未満の保育に従事する人材としては、職業資格（人力資源社会保障部から認定）の「保育師」（保育师）と「乳幼児発達指導員」（婴幼儿发展指导员）がある。なお、保育師は幼稚園にも配置されている。
公的カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育の大枠を定めたものとしては、既述の「幼稚園工作規程」がある。その上で、国、地方政府、各施設の3段階でカリキュラムを作成している。 国のカリキュラムとしては「幼稚園教育指導綱要（試行）」があり、幼稚園教育の目標や、「健康、言語、社会、科学、芸術」の5領域の①目標、②内容と求められること、③指導のポイントの整理、幼児の健全な発達のために教師がすべきことや具体的指導方法などが記載されている。 幼稚園や家庭向けのガイドブックとして「3～6歳児童の学習と発達の手引き」（3-6岁儿童学习与发展指南）があり、幼稚園教育指導綱要（試行）で示されている5領域を各領域2～3ずつの分野に分け、それぞれ学びの目標を設定している。さらに、各学びの目標について、①3歳児、4歳児、5歳児の発達の特徴、②教育へのアドバイスが記載されている。
質評価の方法・内容	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園保育教育質評価指南に基づき、各県市政府は3～5年に1回、幼稚園の質評価を行うこととなっている。質評価の具体的な方法は県市により異なるが、多くの場合、評価の高い順に「モデル園」「1級園」「2級園」（「3級園」）といった3つ（4つ）のレベルで認定され、級に応じて国（教育部）と地方の教育部門から補助金が交付される。評価が高いほど高い補助金が交付され、利用者が負担する保育料は地方政府の基準に応じて低くなる（※1）。 評価は、園からの報告、観察評価、職員面談、質問紙調査等により行われる。評価後、地方政府は各幼稚園に書面でフィードバックを行い、弱点分野の改善を求める。認定されなかった園に対しては、期限付きの改善命令が出される。（※1） 評価項目について、幼稚園保育教育質評価指南では、主に幼稚園運営の方向性、保育と安全、教育過程、環境条件、チームビルディングの5つの側面について、計15の指標と48の基本要件を定めている。
小学校以降との連携・接続	<ul style="list-style-type: none"> 2021年に教育部は、幼稚園や小学校における就学準備教育や学校適応教育の実施を総合的に推進するため、「幼稚園と小学校の科学的連結の大々的推進に関する指導意見」を公表した。 なお、2025年6月施行予定の就学前教育法では、小学校との連携の重要性を強調する一方で、小学校的な教育アプローチは採用しないことが明記されている（第59条）
その他施設への支援等	<ul style="list-style-type: none"> 質評価でモデル幼稚園に認定された幼稚園は、地域内の他の園に対し経験を共有し、保育者に対して研修を行うなど、地域内の保育の質を向上させる役割を担っている。（※1）
多様な子供へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 貧困対策の関連では、普惠型幼稚園の普及、就園率の地域格差の解消、農村からの出稼ぎ労働者の子女の未就園問題の解決に向けて取り組んでいる。 障害児の教育について、政府は「随班就読」（障害児が通常クラスで学ぶこと）を進めてきた。就学前教育法等においても、幼稚園における障害児への対応について盛り込まれている。一部の大都市では障害児を幼稚園で受け入れており、例えば上海市では幼稚園利用料の免除・減額制度もある。他方で、実際に障害児を受け入れる幼稚園はまだ少ないという指摘もある（※2）。

※1：呂小耘（2022）「09中国」秋田喜代美・古賀松香編著『世界の保育の質評価』

※2：Lai Zhichao & Lee Keok Cheong（2022）「The Development and Challenge of Early Childhood Inclusion in China City University」『eJournal of Academic Research』

10. シンガポール共和国

基本統計
情報
(※1)

【人口】約564万人
 【GDP(名目)】6,435億4,600万シンガポールドル
 【貧困率】不明

幼児教育
基本情報

【就園率(4~5歳児)】95%(2023年) (※2)
 【所管省庁(幼児教育・保育)】幼児期開発局(ECDA)(上級庁は社会家族開発省(Ministry of Social and Family Development: MSF)。MSF・MOEの共同監督下にある。)
 【所管省庁(義務教育)】教育省(MOE)
 【幼児教育・保育(施設)開始年齢】0歳(インファントケア) / 1歳半~(幼稚園またはチャイルドケア)
 【義務教育開始年齢】6歳

幼児教育
体系
(概要)

- 就学前教育は幼稚園または保育所で行われる。幼稚園は少なくとも4~5歳児課程を提供。
- 初等教育(小学校)は満6歳以降最初の1月1日に入学し、6年間行われる。義務教育はこの6年間のみ。

幼児教育
施設等類型
(※3)

- 幼稚園と保育所の幼保二元制。
- 幼稚園(MOE幼稚園除く)は生後18カ月~5歳児が対象(3歳児以下の課程はない場合もあり)。利用児童数は約2.4万人。
- MOE運営のMOE幼稚園は4~5歳児のみが対象。利用児童数は約0.9万人。
- 保育所は、生後2カ月から5歳児までが対象。生後18カ月~5歳児を対象とするチャイルドケアの利用児童数は約15.3万人。

国と地方の
役割

- ECDAが幼児教育を一元的に所管。具体的には、ナショナルカリキュラムに基づくカリキュラムの開発、質評価のしくみ(SPARK)の認証事業、幼稚園・保育所への指導・監督、保育者の養成・研修などを行っている。なお、シンガポールには地方教育行政組織が存在しない。
 - MOE幼稚園・ナショナルカリキュラムの策定についてはMOE所管。
- 【質評価の所管・権限】
- 就学前教育機関認証枠組(SPARK)で、NELカリキュラムの実施状況や施設整備等の状況を確認する。0~5歳児課程のあるすべての幼稚園・保育所を対象としている。受審に際し、ECDAが費用を負担する形で、SPARKのワークショップやコーチングに参加することができる。

近年の
大きな
政策動向

【①幼児教育者の職位・職種構成の刷新(2021年)】

- 2016年から2021年9月までは、保育士(0~2歳児課程)、教師(3~5歳児課程)、リーダー(管理職)の3職種と13の職位で構成されており、子供の年齢によって職種が分かれていた。(※4)
- しかし、乳幼児期の保育の一層の重視や、多様な教育ニーズに応じることが全ての子供にとって有用であるという国際的な研究動向の影響を受けて、2021年10月からは、2021年には、幼児教育に関わる職種について子供の年齢による区分を廃し、幼児教育(Early Childhood Education)、学習サポート(Learning Support)、早期介入教育(Early Intervention)の3職種と27の職位に変更された。(※4)幼稚園・保育所で勤務する専門職は子供の年齢によらず「教育者(Educator)」に標準化された。
- 「幼児教育」の教育者は子供の保育・教育を担っており、2カ月~18カ月の乳児(Infant)、18カ月~3歳児の幼児(Early Years)、18カ月から5歳児のプレスクール(Preschool)の3グループに分かれる。「学習サポート」の教育者は、発達支援・学習支援(DS-LS)プログラムにより、軽度の早期介入を必要とする4~5歳児の支援を行う。また、「早期介入」の教育者は、軽度~重度の早期介入を必要とする5歳児までの子供に対し、支援を行う。

【②ナショナルカリキュラム等の改定(2022年)】

- NELと乳幼児期の発達枠組み(Early Years Development Framework: EYDF)は適時改訂しており、NELは2022年、EYDFは2023年に最新改訂が行われた。
- NEL最新改訂のポイントは、子供に関する信念を改訂したこと、学びの性向と社会的情緒的能力の育成により重きを置いたこと、母語教育をNELに一層統合したことこの3点である。

【省庁移管・義務化等に係る動向】

- かつてはMOEが幼稚園、社会家族開発省(MSF)が保育所を所管していた。しかし、2003年に幼稚園・保育所双方の3~5歳児を対象とするナショナルカリキュラムが策定され、2011年には幼稚園・保育所共通の質評価の枠組が作られるなど、統合の動きが進む中、2013年にECDAが設置され、MOEの就学前教育支局(当時、幼稚園を所管)とMSFの育児課(当時、保育所を所管)の関連機能をECDAの下に統合するに至った。
- 元々は私立幼稚園しか存在しなかった中で、2015年にMOEが公立幼稚園(MOE幼稚園)設置を開始。幼稚園は基本的に半日プログラムを提供するのに対し、MOE幼稚園は全日プログラムも提供するため、近年はMOE幼稚園の利用が増加している一方、その他の幼稚園の利用は減少傾向にある。

10. シンガポール共和国

費用負担

- 幼稚園・保育所の利用料は各園が設定しているが、政府は利用料の助成制度や上限額設定により、利用者の費用負担を軽減している。
- 助成制度としては、全ての家庭を対象としたチャイルドケア・インファントケア助成金（ECDA認可の保育所を利用する場合に基本助成金を支給）の他、政府が支援する幼稚園（MOE幼稚園、AOP運営の幼稚園）を利用する家庭を対象とした幼稚園利用料助成制度（KiFAS）がある。助成金は、施設の運営主体に対して支払われ、その分、各家庭の利用料が減額される。
- 上限額は、MOE幼稚園の他、AOP運営の幼稚園・保育所（全体の約半数）やPOP運営の幼稚園（約330）（※5）について設定されている。なお、AOP運営の施設の多くは公営住宅団地に所在しており、上限額の制度は特に低所得家庭等の幼児保育・教育へのアクセス確保を目的としている。

その他の
政策を取り
巻く状況・
特徴等

【法令の整備】

- かつては、幼稚園は教育法（Education Act）、保育所は保育所法（Child Care Centers Act）に基づき設置されていたが、2019年に幼児期開発施設法（Early Childhood Development Centres Act 2017）および幼児期開発施設規則（Early Childhood Development Centres Regulations 2018）が施行され、幼稚園と保育所はともに質の高い基準が確保できるよう、共通の規制枠組の下に置かれることとなった。
- 幼児期開発施設法のもとでは、幼稚園・保育所ともに、スタッフの質やカリキュラム内容等、統一的な基準により規制が行われる（※6）

【政府の支援する幼稚園・保育所】

- 幼稚園および保育所のうち、MOE幼稚園（MOEが設置する幼稚園）、AOP・POPが運営する施設は、「政府が支援する幼稚園・保育所」（government-supported preschool）と呼ばれる。現在、未就学児の65%は政府が支援する幼稚園・保育所に在籍しているが、政府は各家庭が低料金で質の高い幼稚園・保育所を利用できることを目的として、2025年までにこの割合を80%に高めることを目指している。（※7）

【質評価枠組みの改訂】

- 質評価については、「就学前教育機関認証枠組み」（Singapore Pre-school Accreditation Framework: SPARK）が改訂され、2025年からSPARK2.0が開始される予定である。SPARK2.0では、子供中心の質の高いプログラムを開発・提供する上で、幼稚園・保育所の自主性と主体性を高めるため、幼稚園・保育所の指導者や教育者の志向的かつ内省的な実践を促す検証アプローチを採用している。（※8）

※1：人口は外務省HPより、GDPは2022年時点、外務省HPより。

※2：MSF「FAMILY TRENDS REPORT 2024」

※3：Singapore Open Data Portal（Enrolment - MOE Kindergartens）ECDA「ANNUAL FACTSHEET ON ECDC SERVICES」

※4：中橋美穂・臼井智美（2022）「08シンガポール」秋田喜代美・古賀松香編著『世界の保育の質評価』。

※5：AOP：幼児教育施設の運営母体である大手5事業者で構成。POP：300人以上の子供を受け入れている幼児教育施設の運営母体（AOPよりも小規模な事業者）である約30の事業者で構成。

※6：Rebecca Bull, Alfredo Bautista, Hairon Salleh, and Nirmala Karuppiyah（2018）「A Case Study of the Singapore Early Childhood Education and Care System. Evolving a Harmonized Hybrid System of ECEC: A Careful Balancing Act」（<http://ncee.org/wp-content/uploads/2019/03/EA-Singapore-Case-Study-022819.pdf>）（最終閲覧日：2024年6月3日）

※7：シンガポール政府ウェブサイト「How is preschool in Singapore being made more affordable and accessible?」（<https://www.gov.sg/explainers/how-is-preschool-in-singapore-being-made-more-affordable-and-accessible>）（最終閲覧日：2025年2月4日）

※8：シンガポール政府（ECDA）担当者への書面ヒアリング（2025年3月6日回答受領）より

年齢区分 (満年齢)	行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等	
	教育省	初等学校カリキュラム	初等学校【義務】	
6				
5		3～5歳児の公的カリキュラム 「幼い学び手を育てる：シンガポールの就学前教育のためのカリキュラムフレームワーク」 (Nurturing Early Learners : A Curriculum Framework for Preschool Education in Singapore : NEL) (主管はMOE。2003年策定、2022年に最新版に改訂)	MOE幼稚園 (MOE Kindergarten) (小学校に附属) 4～5歳児 (※1) 半日制サービスに加え、幼稚園ケア (Kcare、全日制) を提供	
4				
3	社会家族開発省 (MSF) / 幼児期開発局 (ECDA) MOE幼稚園を運営		幼稚園 (Kindergarten) 18カ月～5歳児 (※2) 半日制	保育所 (Child Care Centre) 2カ月～5歳児 全日制、半日制等 インファントケア (2カ月～18カ月) とチャイルドケア (Child care) (18カ月～5歳児) に分類される
2		0～2歳児の子供に関わる教育者の指針 「乳幼児期の発達枠組み」 (Early Years Development Framework : EYDF) (主管はECDA。2011年策定、2023年に最新版に改訂)		
1				
0				

幼児教育
体系
(詳細)

※1：本資料では日本の年齢の数え方に合わせて表記しているが、シンガポールでは表記が異なることに注意。シンガポールの幼稚園・保育所における年齢の数え方は、学年の最終日（12月31日）時点での満年齢を基準としており、例えば日本における「5歳児」は、シンガポールでは「6歳児（6 years）」と表記される。

※2：18カ月～3歳児の課程については、幼稚園によっては提供していないところもある。

10. シンガポール共和国

保育環境に係る基準

- 施設運営のライセンス、S/T比率等については、幼児期開発施設規則で定められている。
- ST比率は幼稚園・保育所に共通である。9時～17時の時間帯は、5歳児で1:30、4歳児で1:25、3歳児で1:20、2歳児で1:18、0～1歳児で1:12となっている。なお、上記の時間外の場合、時間外かつ外遊びの場合については、異なるST比率が設定されている。

教職員の資格体系・養成の動き

- 幼児教育、学習サポート、早期介入の3職種と27の職位があり、呼称は「Educator」に統一されている。各職位に就くための要件（資格要件、養成教育）や、職位を上げていくための要件（コンピテンシー、専門職資格）は、スキルマップで規定されている。
- 「幼児教育」の教育者になるには、国立幼児教育研究所（the National Institute of Early Childhood Development：NIEC）又はECDAの認可を受けた民間研修機関（Private Training Agencies）で、ディプロマ（diploma）や認定資格（certificate）を修了する必要がある。

公的カリキュラム

- NEL（3～5歳児対象）では、①教育の望ましい結果（学齢期と共通）および②就学前教育の主要段階アウトカムの達成に向けて、③子供に関する信念に基づき、幼児期に④価値観、⑤学びの性向、⑥社会的情動的能力を育むこと、また、⑦5つの学習領域における知識・能力・性向を身に着けることが目標として設定されている。学習領域ごとに学習目標と達成のためのステップが示されている。さらに、子供の学びや発達を促進する上では教師の関わりが鍵になるとの観点から、⑧6つの指導原則（頭文字をとって「iTeach」）が示されている。
- EYDF（0～2歳児対象）では、①「就学前教育の主要段階アウトカム」およびその後の教育段階の成果を達成するための基礎となる②「幼児期のアウトカム」の達成に向けて、③子供に関する信念に基づき、④4つの役割を担う教育者が、⑤5つの指導原則（頭文字をとって「C.H.I.L.D.」）を用いながら、⑥4つの主要分野における子供の幸福、学習、発達を支援することが示されている。

質評価の方法・内容
（※1）

- SPARKは、8つの評価領域の計28項目について、質評価尺度（Quality Rating Scale:QRS）を用いて施設の質を点検・認証する仕組みである。教育内容と保育環境の質保証を目的としており、NELカリキュラムの実施状況や、施設整備等の状況を確認する内容となっている。
- SPARKの認証・評価は「登録と認可」「自己評価」「質評価」「認証」の4段階で構成される。第一段階は、MOE幼稚園以外の幼稚園・保育所が認可施設となるために、受審が必須のプロセスである。第二段階（各施設の自己評価）と第三段階（ECDAによる外部評価（質評価））は任意である。
- ECDAが想定する質が確保されていると判断された施設は、SPARK「認証」（Accreditation）、特に高水準を満たしている施設は「推奨」（Commendation）が与えられる。

小学校以降との連携・接続

- MOE 幼稚園については、全て小学校の付属施設として運営されており、園長も小学校の校長が兼任している。（※2）
- 小学校から複線型教育が始まるといった事情もあり、幼児教育で認知機能の発達が重視されている。NELでも、小学校教科とのつながりが深い学習内容を意識した領域で編成されている。（※3）

その他施設への支援等

- MOEは2019年に幼稚園・保育所の教育者の訓練機関として国立幼児教育研究所を設立した。NIECは、雇用前研修（PET：Pre-Employment Training）および継続教育訓練（CET：Continuing Education and Training）のディプロマ・認定資格（Certificate）レベルの基礎研修を提供している。また、現職教育者が知識やスキルアップグレードするための継続的専門能力開発（CPD）コースも提供している。

多様な子供へのアプローチ

- NELでは、文化的多様性を受入れ、子供の文化や家庭環境の理解を促進することが強調されている。
- シンガポールは母国語政策（Mother Tongue Language：MTL）により、国民は北京語、マレー語、タミル語、のいずれかを公用母国語として学ぶことが求められる。他方で、学校の授業は基本的に英語で行われる。英語能力が十分でない子供に対しては、小学校入学前年度の5歳児課程において、リーディングにおける集中的言語指導（Focused Language Assistance in Reading：FLAiR）が実施されている。

※1：中橋美穂・白井智美（2022）「08シンガポール」秋田喜代美・古賀松香編著『世界の保育の質評価』

※2：池田充裕（2024）「シンガポールの就学前教育に関する政策動向」『日本教育政策学会年報』31, pp.175-181.

※3：坂井武司・赤井秀行（2020）「幼児教育における日本とシンガポールのカリキュラム比較に関する研究」『京都女子大学発達教育学部紀要』16, pp.21-30.

11. ニュージーランド

基本統計情報 <small>(※1)</small>	【人口】 約520万人 【GDP(名目)】 2,490億米ドル 【貧困率】 12.9%	幼児教育基本情報	【就園率（義務教育直前の年齢）】 86.9% (※2) 【所管省庁（幼児教育・保育）】 教育省 【所管省庁（義務教育）】 教育省 【幼児教育・保育（施設）開始年齢】 0歳（教育・保育施設）／2歳（幼稚園） 【義務教育開始年齢】 6歳
幼児教育体系 <small>(概要)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育は、0～5歳児を対象にする多様な幼児教育・保育施設やサービスで行われる。 義務教育は6歳の誕生日から開始するが、1989年教育法 (Education Act)第3条により、5歳の誕生日を基準に小学校（初等学校Primary school）入学が認められる。多くの子供は5歳の誕生日が過ぎると小学校へ進学しており、義務教育と小学校への進学の時期は必ずしも一致していない。 	幼児教育施設等類型	<ul style="list-style-type: none"> 「教員主導型」、「保護者主導型」、「ワナウ（マオリ語で「家族」）主導型」の多様な教育・保育施設やサービスがある。 「教員主導型」は幼児教育・保育を行う大人の5割以上が有資格でなければならない。幼稚園や教育・保育施設（Education and care centre）、在宅教育・保育が当てはまる。 「保護者・ワナウ主導型」には、プレイセンターやプレイグループ、コハンガレオ（※3）がある。
国と地方の役割	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府である教育省が幼児教育・保育施設及びサービスを所管しており、教育省や地方事務所を通じて支援が行われており、地方自治体によるものではない。教育省が高等教育機関や地域の民間団体と協力して教員への研修を行うほか、様々な資金提供制度を設け、運営費や子供の教育・保育費用を支援している。（※4） 【質評価の所管・権限】 <ul style="list-style-type: none"> 1989年発足した政府の外部機関として、教育評価局（Education Review Office（ERO））が幼児教育を含む学校教育全般の評価を行う。学校や幼児教育施設・サービスの評価を行うほか、教育実践に関する国の報告書を発行するなどの役割を担っている。 		
近年の大きな政策動向	【幼児教育推進計画2019-2029（Early Learning Action Plan 2019-2029）の推進】 （※5） <ul style="list-style-type: none"> 教育省は、教育システムの更なる強化を目指し、2018年初頭に10年間の教育目標を立て、2020年に幼児教育・初等・中等教育と高等教育・職業訓練における国家教育戦略を策定した。共通した5つの目標のもとで、幼児教育・初等・中等教育では「国家教育・学習優先事項（National Education and Learning Priorities（NELP））」を、高等教育・職業訓練では「高等教育戦略（Tertiary Education Strategy（TES））」を進める。 5つの目標は、以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> 学習者とその家族（ワナウ）中心：学習者とその家族が教育の中心にいる。 障壁のないアクセス：すべての学習者の手の届くところに良質な教育機会とアウトカムがある。 質の高い指導とリーダーシップ：質の高い指導とリーダーシップが学習者とその家族にとって違いを生む。 学びと仕事の未来：今日と生涯にわたる、ニュージーランドの人々の生活と関連するものを学ぶ。 世界水準のインクルーシブな公教育：ニュージーランドの教育は信頼のある、持続可能なものである。 そういった教育戦略に基づき幼児教育段階では、とくに「幼児教育推進計画（Early learning action plan 2019-2029）」を中心的な計画の一つとして、法改正、学習支援推進計画、マオリ族や太平洋諸国の子供への教育支援、人材確保戦略などが進められている。 【省庁移管・義務化等に係る動向】 <ul style="list-style-type: none"> 1986年に保育の所管を社会福祉省から教育省に移管するための法改正が行われ、幼児教育・保育施設やサービスの所管が教育省（Ministry of Education）となり、幼児教育・保育の一元化が実現された。その後、教員の資格や養成制度、補助金、質評価など、様々な制度や法規制の面で移管・統合されるようになった。さらに、1996年には幼児教育・保育の共通カリキュラムである「テファリキ（Te Whāriki）」が公表され、教育内容の統一が進められた。 幼児教育・保育における義務化の動きはないが、幼児教育・保育カリキュラムの実施義務の強化などが行われている。 		

11. ニュージーランド

費用負担

- 政府による幼児教育・保育施設及びサービスへの補助金制度や、家庭に支給される手当制度などにより、一部無償で幼児教育・保育サービスを利用できるものの、幼児教育・保育の完全無償化には至っていない。
- 「20 Hours ECE」制度を利用することで、3～5歳児であれば1日最大6時間、週合計20時間までの幼児教育・保育サービスを無償で受けることができる。上限を超える分は保護者負担となる。
- ほかに、就学前の子供を持つ家庭を対象にした「Childcare Subsidy」や「Family Boost」、施設・サービスに支給される「Equity funding」など、教育・保育費用を政府が支援する様々な制度が設けられている。

その他の政策を取り巻く状況・特徴等

【幼児教育カリキュラムの実施義務の強化・小学校以降カリキュラムの改訂】（※6,7）

- 2023年4月、教育大臣により、幼児教育・保育施設及びサービスにおける幼児教育カリキュラムの新たな実施義務について発表された。新しい幼児教育カリキュラムの枠組みは、Part A（英語）、Part B（マオリ語）、Part C（マオリ語）となっている。2024年5月1日より、認可幼児教育施設と認証プレイグループはPart AもしくはPart Bのいずれかを使用する必要がある。Part Cについては、「コハンガレオ」での使用が求められる。
- 2008年の教育大臣による実施義務の発表では、カリキュラムの構成要素である「原理（principles）」、「要素（strands）」、「目標（objectives）」、「学びのアウトカム（learning outcomes）」のうち、「原理」と「要素」のみ実施義務があったが、2024年より「目標」と「学びのアウトカム」を含むカリキュラムの実施が幼児教育・保育施設及びサービスに求められるようになった。
- なお、小学校以降の教育段階のナショナルカリキュラム（The New Zealand Curriculum and Te Marautanga o Aotearoa）についても、改訂が行われることが2024年6月に発表された。「どのように教えるべきか」に重点を置き、学習科学に基づくカリキュラムに改訂される予定であり、2025年から順次学校での実施が行われるという。

※1：人口は2023年12月時点、外務省HPより。GDPは2023年時点、外務省HPより。貧困率は2019年時点、OECDのHPより。

※2：初等教育に移行する直前の4歳児の就園率。OCEDによる「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より。

※3：マオリ語や文化に基づいた教育・保育を行う幼児教育・保育施設。

※4：教育省担当者へのヒアリング結果（日本時間2025年1月29日実施）より。

※5：教育省「Statement of National Education and Learning Priorities (NELP)」 (<https://www.education.govt.nz/our-work/strategies-policies-and-programmes/statement-national-education-and-learning-priorities-nelp/statement-national-education-and-learning-priorities-nelp>) (最終閲覧日：2025年2月4日)

※6：New Zealand Gazette 「Mātauranga (He Anga Marau Kōhungahunga) Pānui 2023 / Education (Early Learning Curriculum Framework) Notice 2023」 (<https://gazette.govt.nz/notice/id/2023-go1546>) (最終閲覧日：2025年2月4日)

※7：Tāhūrangi - New Zealand Curriculum 「New Zealand Curriculum Refresh」 (<https://newzealandcurriculum.tahurangi.education.govt.nz/new-zealand-curriculum-online/new-zealand-curriculum/new-zealand-curriculum-refresh/5637144667.c>) (最終閲覧日：2025年2月4日)

年齢区分 (満年齢)	行政当局	カリキュラムの 枠組み	幼児教育・保育施設等							
			NZC (ニュージーランドカリキュラム) Te Marautanga o Aotearoa	初等学校【義務】 6歳から義務だが、5歳から入学可能						
6	教育省	「テファリキ (Te Whāriki)」 二文化に基づくナショナルカリキュラム 英語/マオリ語で作成されている	教員主導型施設	教員 主導型 在宅 サービス	保護者・ ワナウ 主導型 認可施設 (※3)	通信制 学校 (Te Aho o te Kura Pou nam u) 2～ 5 歳児				
5			幼稚園 (Kindergarten) 2～5歳児	在宅 教育・ 保育 (Home- based educati on and care) 0～5 歳児	プレイ センター (Playcentre) 0～5歳児					
4							教育・保育施設 (Education and care centre) 0～5歳児 Daycareやpreschoolなど	コハンガ レオ (Kōhanga Reo) 0～5歳児		
3									「Te Ara Māori」 (※1) Puna Reo (※2) やバイリン ガル施設・サービス向けの カリキュラム マオリ語で作成されている	
2										「Te Whāriki a te Kōhanga Reo」 コハンガレオ向けの カリキュラム マオリ語で作成されている
1										
0										

※1：テファリキのうち、もう一つの選択肢 (pathway)。

※2：マオリ語イマージョン教育を提供する幼児教育施設・サービス。

※3：保護者・ワナウ主導型にプレイグループ (Playgroup) があるが、認定 (Certified) 制であるため、ここでは省略。対象年齢はプレイグループによって異なり、年齢制限なし。

11. ニュージーランド

保育環境に係る基準

- 施設型の幼児教育・保育サービスは、Education (Early Childhood Services) Regulations 2008において定められている最低認可要件を満たす必要がある（コハンガレオを除く）。認可要件は①カリキュラム、②施設・設備、③健康と安全に関する基準、④ガバナンス・運営に関する基準の4つの領域からなる。また、在宅幼児教育・保育サービス、院内幼児教育・保育サービスも同様に4つの認可要件の領域は重なるものの、それぞれ異なる詳細な基準を遵守する必要がある。大人と子供の比率の条件は認可要件の一部であり、施設やサービス、または子供の年齢によって求められる比率は異なる。

教職員の資格体系・養成の動き

- ニュージーランドでは、幼児教育・保育施設及びサービスで教員として教育・保育を行うために、幼児教育の教員資格を取得する必要がある。幼児教育の教員資格は、ニュージーランド教員審議会（Teaching Council of Aotearoa New Zealand）によって認定を受ける仕組みとなっている。ニュージーランド教員審議会が認める教員養成プログラムの修了が求められており、幼児教育に関する教職課程のディプロマや学士号、修士号を取得することが必要となる。ニュージーランド教員審議会に登録し、資格認定証（practising certificate）を保有することで公認の幼児教育の教員として認められる。

公的カリキュラム

- 幼保共通のナショナルカリキュラムである「テ・ファリキ」（Te Whāriki）がある。1996年に初めて作成された。ワイタング条約に基づく二文化併存のための教育要領であるとし、英語とマオリ語の両方で作成されている。2017年には作成後初となる1回目の改訂が行われ、文化的応答性に重きが置かれ、幼児教育施設・サービスや管理職へのガイダンスが強化されている。「テ・ファリキ」はマオリ語で織物を意味するが、4つの原理と5つの要素が織り込まれているカリキュラムの枠組みをメタファーとして表現しているものである。
- 4つの原理、5つの要素、それぞれの要素で目指すべき5つの目標や学びのアウトカム（goals and learning outcomes）が示されている。4つの原理とは、エンパワーメント、ホリスティックな（全体的な）発達、家族と地域社会、関係性である。5つの要素とは、ウェルビーイング、所属（感）、貢献、コミュニケーション、探求である。

質評価の方法・内容

- 評価は教育評価局（Education Review Office（ERO））の職員である全国の評価担当官（review officer）が担当しており、評価担当責任者（chief review officer）が個別に指定する。質評価として施設やサービスに対して定期評価を行っており、小学校以降の教育段階を含む形で年次報告書として毎年まとめている。個別の施設に対する評価結果については、基本情報や改善点などを含めて教育評価局のホームページで公開している。
- 評価には、幼児教育・保育サービスを8つ以上管理している運営組織を対象にする「Akatea | Governing Organisation Evaluations」があり、個別の幼児教育・保育サービスを対象に、学習環境、運営体制、子供のアウトカムを評価する「Akarangi | Quality Evaluations」、施設・サービスの規制基準及び認可基準の遵守有無を評価する「Akanuku | Assurance Reviews」がある。
- それぞれ異なる枠組みや評価基準（4段階評価、遵守有無）を設け、最終報告書としてまとめており、国全体及び個別施設について質向上を図っている。

小学校以降との連携・接続

- 新政権は子供の学校レディネスに非常に重きを置いており、幼児教育と小学校の間でそういった子供の学校レディネスや能力に関する情報が共有されることに焦点を当てている。既存の施策として就学前検診があり、主に健康面の検診とともに、SDQ（Strength and Difficulty Questionnaire）も実施されており、個々の子供の発達ニーズを明らかにすることを目的としている。しかし、実施には幼児教育セクター全体ではばらつきが見られ、新政権ではこのプロセスを制度化しようと動き始めている。

その他施設への支援等

- 幼児教育・保育施設及びサービスへの支援として、様々な交付金・補助金制度が設けられている。「ECE Funding Subsidy」や「20 Hours ECE funding」といった主に子供の教育費（運営費）に当てられる費用として支給されるもののほかに、「Equity funding」、「the annual top-up for isolated services（ATIS）」といった、幼児教育へのアクセスを向上させるために対象となる地域社会や、孤立した地域の施設及びサービスに支給されるものがある。

多様な子供へのアプローチ

- マオリ語や文化に基づいた教育・保育を行う幼児教育・保育施設である「コハンガレオ」や、マオリ語の教育や哲学に基づく幼児教育・保育施設があり、それぞれに特化したカリキュラムが用意されている。子供や家族に関する福祉を担う政府機関である「Oranga Tamariki—Ministry for Children」を通して特別な支援が必要な子供や家族への支援が行われている。低所得家庭の子供の教育・保育費用の支援のためには、社会開発省（Ministry of Social Development）や税務局（Inland Revenue）から交付金・支援金が提供されるなど、教育省のみならず関係省庁からも様々なアプローチがなされている。

報告書中の表記、各種統計の出典について

報告書中の表記について

年齢について

- ・ ○歳児 ...当該年度開始時点での子供の年齢に基づく学年、年度の表記。
- ・ 上記以外で年齢範囲を明示する際は、曖昧表記を避ける観点から主に「○～○歳未満」などの表記をとっている。

幼児教育・保育の表記について

- ・ 概ね年齢により施設類型が分けられる国の制度下において、主に0～3歳までの乳児を対象とする施設での養育、あるいは日本と類似の二元的制度下における「保育所」等での養育を「保育」と表記し、それに対し主に3歳以上の幼児を対象とする施設や、「プリ（プレ）スクール」「幼稚園」等で表記・訳出される施設での教育を「幼児教育」と表記している。両者が統合的に捉えられている制度下や施設（カリキュラム面での統合も含む）等については「幼児教育・保育」、または各国の語法にのっとり「就学前教育」等と表記している場合もある。
- ・ その他、それぞれの国の表記、呼称や先行研究による訳出に準拠している場合もある。

幼児教育・保育（施設）開始年齢について

- ・ 各国で施設ベースでの幼児教育・保育が開始する年齢及び、そこにおける量的に主要な施設名を記載している。
- ・ 非施設ベースでの家庭的保育や、親子が共に利用する施設等は含んでいない。

各種統計の出典について

人口

- ・ 主として外務省Webサイトより引用。左記以外から引用する場合は各国注釈に記載。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

GDP

- ・ 主として外務省Webサイトより引用。左記以外から引用する場合は各国注釈に記載。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

貧困率

- ・ 主としてOECDのWebサイトより確認可能な最新年度の数値を引用。左記以外から引用する場合は各国注釈に記載。
<https://www.oecd.org/en/data/indicators/poverty-rate.html>

就園率

- ・ 主としてOECD「Education at a Glance 2023 Sources, Methodologies and Technical Notes」より引用。左記以外から引用する場合は各国注釈に記載。
https://www.oecd.org/en/publications/education-at-a-glance-2023-sources-methodologies-and-technical-notes_d7f76adc-en.html